

## 6月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 6 月 16 日(水)14:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 神奈川県保育会創立50周年記念大会について
  - (2) 保育園利用者相談室について
  - (3) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
  - (4) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報  
全保協ニュース No10-05、10-06、10-07、10-08
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他
    - ・ 保育所入所待機児童数の状況について(神奈川県)
    - ・ 保育現場ですぐに活用できる「児童虐待防止ハンドブック」概要版(神奈川県)
    - ・ 平成22年度関東ブロック保育士の専門性を高める研修会について(川崎市社会福祉協議会)
    - ・ 第54回全国保育研究大会参加者目標数(全国保育協議会)
    - ・ 平成22年度特別保育事業等推進施設助成事業のご案内(こども未来財団)

※企画運営委員会終了後、必要に応じて50周年記念大会委員会開催  
※次回企画運営委員会開催予定

平成 22 年 7 月 28 日(水)11:00～

県社会福祉会館 2階 第1会議室

## 神奈川県保育会創立50周年記念大会について

## 保育園利用者相談室について

## 「県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会」開催要領

- 1 趣 旨 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成22年7月28日(水) 14:00～18:00
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
  - ・ 14:00～16:20 連絡協議会 4階 フェアウインドI
  - ・ 16:30～18:00 意見交換会 4階 フロンティア
- 5 出席者 県・市町児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
  - (1) 連絡協議会
    - 議題 「神奈川県における保育の状況と国の動向について」
      - ・ 議題説明 神奈川県次世代育成課 船本 和則課長
      - ・ 質疑応答、意見交換
    - 神奈川県保育会創立50周年記念大会について
    - 神奈川県保育会の事業説明
    - その他
  - (2) 意見交換会
    - 意見交換を交えながら会食 負担金 3,000円

### ※ 7月28日の予定

- 11:00～ 7月企画運営委員会 県社会福祉会館 第1会議室
- 12:00～ 昼食・休憩(昼食は保育会で用意いたします。)
- 14:00～ 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

平成22年6月16日

一般社団法人神奈川県保育会  
企画運営委員会委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

7月企画運営委員会及び県・市町児童福祉主管課長と保育会委員  
との連絡協議会の開催について(依頼)

すがすがしい初夏の季節になってまいりましたが、皆様方におかれましては、ますます  
すご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の会議を、次の日程により開催いたしますので、大変ご多忙のところ恐縮  
に存じますが、是非ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、出欠状況は別添 FAX 用紙にて、7月20日(火)までにご回答いただきますよう  
よろしくお願いいたします。

日時・場所 平成21年7月28日(水) 11:00~18:00

(1) 11:00~12:00 7月企画運営委員会

県社会福祉会館 第1会議室

(2) 14:00~18:00 県・市町児童福祉主管課長と保育会委員との連絡協議会

14:00~16:20 連絡協議会

16:30~18:00 意見交換会

ホテルキャメロットジャパン 横浜市西区北幸1-11-3

横浜駅西口より徒歩 約5分

Tel 045-312-2111 (代)

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

## FAX 送信用

県保育会事務局行  
(FAX 045-311-1837)

7月企画運営委員会及び県・市町児童福祉主管課  
長と県保育会委員との連絡協議会の出欠について

委員氏名( )

企画運営委員会	出席	欠席
---------	----	----

連絡協議会	出席	欠席
-------	----	----

意見交換会	出席	欠席
-------	----	----

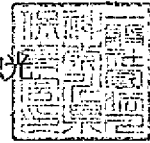
(いずれかに○をお願いします)

平成22年6月11日

各市町児童福祉主管課長 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光



県・市町児童福祉主管課長と保育会委員との連絡協議会に  
ついて(依頼)

すがすがしい初夏の季節になってまいりましたが、皆様方におかれましては、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年県・市町の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も別添開催要領のとおり開催することといたしました。つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、出欠状況は別添 FAX 用紙にて、7月20日(火)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 日 時 平成21年7月28日(水) 14:00~18:00
- 2 場 所 ホテルキャメロットジャパン 4階 フェアウインドI会議室  
横浜市西区北幸1-11-3 横浜駅西口より徒歩約5分  
Tel 045-312-2111 (代)

### 3 次 第

#### (1) 連絡協議会

- 議 題 「神奈川県における保育の状況と国の動向について」
  - ・議題説明 神奈川県次世代育成課 船本 和則課長
  - ・質疑応答、意見交換
- 神奈川県保育会創立50周年記念大会について
- 神奈川県保育会の事業説明
- その他

#### (2) 意見交換会

意見交換会に出席される方は、3,000円の負担金をお願いいたします。

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 「子ども・子育て新システムの基本的方向」 に対する意見書を提出◆

4月27日に内閣府より公表された「子ども・子育て新システムの基本的方向」に対し、全国保育協議会・全国保育士会は5月14日に意見書を取りまとめ、5月19日に福島みずほ内閣府特命担当大臣（少子化担当）および長妻昭厚生労働大臣等に提出いたしました。意見書においては、「子ども・子育て新システムの基本的方向」の課題を下記のとおり提起し、十分に課題を整理した上で、制度構築を図るよう要望しています（詳細は添付した意見書を参照）。

なお、当日の意見交換では、小川全保協会長、御園全国全国保育士会会長から福島大臣、泉政務官に次の3点について考え方をうかがいました。

### ① 「こども園（仮称）」の整備の方向について

現在の保育所・幼稚園・認定こども園などのサービスが、新システムの開始とともに1つの「こども園」に統合することは考えていない。それぞれのサービスが「こども園」（仮称）という枠組みの中で、よさを生かしながら取り組みを充実させる中で、将来的に「こども園」に融合して整備されていくと考えている。

### ② 「サービスの質」の確保について

地域主権という考え方は大切であるが、質の確保等の観点からは、すべてを基礎自治体に委ねるということとはできない。国や都道府県が責任をもって関与しながら、一定の質を確保する仕組みが必要。

保育士など、担い手の研修の充実や処遇・労働環境の改善についても課題意識を持っている。

### ③ 社会的な養護が必要とされる子どもについて

障害のある子どもや子どもの貧困の問題などを含め、社会的な養護が必要な子どもへの支援は国として対応が必要な課題と考えている。今後の検討の中で具体的にしていきたい。

最後に、福島大臣、泉政務官からは、今後の具体化にあたってぜひ意見を聞かせていただきたいとの申し出をいただきました。



福島大臣、泉政務官に意見書を手交する  
小川会長、御園全国保育士会会長



また、厚生労働省の長妻大臣、細川副大臣、山井大臣政務官にも秘書官をとおして意見書を提出するとともに、伊岐雇用均等・児童家庭局長にもお会いし意見を申し述べました。

各都道府県保育組織においても、下記の意見書を参考としていただきながら、国会議員等に対し働きかけを行っていただきますようお願いいたします。



### 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見(概要)

1. 利用者は「子ども」であることを前提とした制度設計を図ってください。
  - 保育は0歳からの子どもの育ちを「養護と教育の一体的提供」をもって支える営みです。保育には「幼児教育」も包含することを前提に検討を図るべきです。
  - 「幼保一体給付(仮称)」や「こども園(仮称)」は、その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきではありません。
  - 「利用者本位のサービスの包括的・一元的提供」では、利用者は「保護者」と「子ども」の両方であることを前提に、とくに自ら要望・意見等を述べることのできない子ども自らが権利を有する主体であるとの認識のもと、国は子どもの育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。
  - すべての子どもに対して「質の高い幼児教育・保育を保障」するためには、保育の「質の確保・向上」を担保する仕組みが必要不可欠です。
  - また、「保育に欠ける」という文言の見直しについては本会も必要性を主張してきましたが、単に要件を撤廃するのではなく、真に保育を必要としている子どもが利用できないことがないようにするべきです。引き続き、児童福祉施設である保育所が取り組んでいる児童福祉の観点を重視する必要があります。
  - 制度設計のイメージ図にある「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の2階建て構造は、対象も給付内容も不明確です。国民が理解できる説明をするべきです。
  - また、保育所を「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の対象に含めるのであれば、保育は「養護と教育の一体的提供」であることを前提に、「保育・両立支援給付(仮称)」とするべきです。
2. 基礎自治体による自由な給付設計は、自治体の財政力による格差を生じさせます。
  - 子どもに保障される保育の質が地域によって格差があってはなりません。国として、子どもたちが育つための質の高い保育を提供することを保障していくことが必要です。
  - 住んでいる地域に関わらず、子どもの育つ環境は国の責務で保障するべきです。
3. 子ども・子育て基金(仮称)の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは、現在の待機児童問題は解消されません。
  - 現在、保育所や幼稚園、放課後児童クラブに充当している財源を「一元化」するだけでは、待機児童解消や潜在的ニーズに応じた保育所・放課後児童クラブ等の基盤整備は実現できません。新システムの具体化に向けては、国として、それに基づく基盤整備と供給に必要とされる財源確保をはかるべきです。
4. すべての子どもを社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業者・個人による費用負担は不可欠です。
5. 「子ども家庭省(仮称)」の創設は、拙速に判断するべきではありません。
  - 子どもの育ちを支えるためには、0歳から18歳までの連続した育ちの保障を考えていくべきです。新システム実施体制の一元化のために、「子ども家庭省(仮称)」の創設を考える際には、0歳から18歳までの子どもの育ちを国としていかに保障するのかという理念をもって検討するべきです。

## ◆ 給食の外部搬入方式容認に伴う 省令改正に向けても意見書を提出◆

全国保育協議会・全国保育士会は、5月14日に「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案」の意見募集への意見も提出しました。この意見募集は、構造改革特区において認められていた給食の外部搬入方式を、公私問わず「3歳以上児に対する給食については、特区における特例措置の内容・要件のとおり、全国において実施」することを、3月25日に構造改革特別区域推進本部(本部長：鳩山由紀夫内閣総理大臣)が決定したことを受け、児童福祉施設最低基準の改正に向けてのパブリックコメントとして行われたものです。

全国保育協議会・全国保育士会としては、給食の外部搬入方式については反対であるという姿勢を明示した上で、外部搬入方式を容認するにあたっての条件を明確に規定することを求めています(意見書は下記参照)。

省令改正の施行日は、平成22年6月1日が予定されています。今後、省令改正後、全国的に給食の外部搬入方式の導入は公立保育所においては市町村行政に、私立保育所については各保育所に判断が委ねられることとなります。各地方組織や保育所におかれましては、引き続き、子どもの育ちを守る視点で組織一体となって、行政等に対し自園調理の堅持を訴えていただくようお願いいたします。

平成22年5月14日

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関する意見募集への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

全国2万1千の認可保育所が加入する全国保育協議会と、全国18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、このたび示された「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案」の意見募集について、下記のように意見を表明する。

- 給食の外部搬入方式の容認については、本会としては反対である。
  - 一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供が困難になる。
  - 命にかかわるアレルギーのある子どもへのきめ細やかな対応が難しくなる。
  - 保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動が難しくなる。
  - 国が施策として食育を進めてきたことに矛盾する。
- やむをえず省令を改正し、給食の外部搬入方式を進めるにあたっては、下記の条件を課すようにされたい。
  - 調理室の必置義務は遵守すること。

子どもに対し適温給食を提供し、その日その日の子どもの状況に応じて、さらに刻む等の調理が可能となるよう、外部搬入方式であっても、調理室は必置とすること。

- (2)施設の主体的責任(献立の計画→食事→残菜チェック→評価(嗜好調査)→改善など)を明確にし、保育所が衛生面、栄養面等業務上必要な管理を行うことができる体制をはかること。なお外部搬入方式にあっても、献立等に対して栄養の指導を行うことができるよう、栄養士による必要な配慮を行なうことができるようにすること。
- (3)一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供を行うことができるよう、対応を図ること。また、子どもの生活リズムにあわせて適温の給食を提供するためには、調理員等の配置がないと、配置基準上の保育士だけで対応することは困難であるため、外部搬入方式であっても調理員等の配置を図ること。
- (4)アレルギーのある子ども等への食事の提供はアレルギーを生じる食物を除去するだけでなく、子どもが疎外感を感じないよう栄養素を補いつつ見た目も同じように配慮した代替食として提供するように指導すること。
- (5)保育所ではこれまで昼食に加え、おやつを「補食」として提供しているが、外部搬入方式を導入するにあたっては、昼食だけでなく、一日の子どもの食事に関して総合的に「食事摂取基準」にもとづき提供できるよう、食事の提供をするよう配慮すること。
- (6)外部搬入にすることによって、子どもに対する食材費等を低下させることのないよう配慮すること。公立保育所の一般財源化の影響の一つとして、食材費の削減が行われている。子どもに対して提供する食事に、自治体の財政力や搬入業者によって格差が生じないようにすること。
- (7)保育所が開所している期間は、搬入業者の都合で食事の提供が行われない時期が生じないようにすること(とくにお盆休みおよび年末年始にあっても、保育所が開所しているのであれば、通常と同様に食事を提供できるようにすること)。
- (8)外部搬入をする保育所については、市町村行政が定期的に食事の内容や提供方法について確認するようにすること。

平成 22 年 5 月 19 日

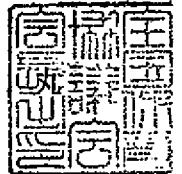
内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
福島 みずほ 様

## 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 小川 益



全国保育士会

会長 御園 愛



全国保育協議会と全国保育士会(以下「本会」という)は、「子ども・子育て新システム検討会議」が4月27日に公表した「子ども・子育て新システムの基本的方向」(以下「基本的方向」)に対して次のように意見を表します。

- 「基本的方向」は、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に、「すべての子どもへの良質な成育環境の保障」「出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現」等を目標としています。本会は、この考え方については基本的に賛成いたします。
- ただし、子どもの育ちを支えている保育現場として、下記の点で懸念を感じています。「子ども・子育て新システム」の構築に向けては、十分に課題を整理し、真に「未来の日本」を担う子どもの最善の利益を保障する制度として確立されるよう要望いたします。

### 記

1. 利用者は「子ども」であることを前提とした制度設計を図ってください。
  - 保育は、0歳からの子どもの育ちを「養護と教育の一体的提供」をもって支える営みです。保育には「幼児教育」も包含することを前提に検討を図るべきです。
  - 「幼保一体給付(仮称)」や「こども園(仮称)」は、その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきではありません。
  - 「利用者本位のサービスの包括的・一元的提供」では、利用者は「保護者」と「子ども」の両方であることを前提に、とくに自ら要望・意見等を述べることでできない子ども自らが権利を有する主体であるとの認識のもと、国は子どもの育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。
  - すべての子どもに対して「質の高い幼児教育・保育を保障」するためには、保育の「質の確保・向上」を担保する仕組みが必要不可欠です。
  - また、「保育に欠ける」という文言の見直しについては本会も必要性を主張してきましたが、単に要件を撤廃するのではなく、真に保育を必要としている子どもが利用できないことがないようにする必要があります。引き続き、児童福祉施設である保育所が取り組んでいる児童福祉の視点を重視する必要があります。
  - 制度設計のイメージ図にある「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付(仮称)」

の2階建て構造は、対象も給付内容も不明確です。国民が理解できる説明をするべきです。

- また、保育所を「両立支援・幼児教育給付（仮称）」の対象に含めるのであれば、保育は「養護と教育の一体的提供」であることを前提に、「保育・両立支援給付（仮称）」とするべきです。

○ 保育所保育は「両立支援」だけでなく、子どもの育ちと保護者の子育てを支援する幅広い営みです。「基本的方向」に示された2階部分の表現は、保育所保育が「両立支援」のみであるとの誤解を与えます。

## 2. 基礎自治体による自由な給付設計は、自治体の財政力による格差を生じさせます。

- 子どもに保障される保育の質が地域によって格差があってはなりません。国として、子どもたちが育つための質の高い保育を提供することを保障していくことが必要です。

- 住んでいる地域に関わらず、子どもの育つ環境は国の責務で保障するべきです。

- とくに財政力の弱い自治体においては、国からの財源の裏付けが十分に行われないと、子どもに対する支援が乏しくなることが懸念されます。財政逼迫状況にある地方自治体の基盤整備等について、国が費用保障する仕組みが必要です。
- この10年間の保育制度を見ても、財源が限られたなかで待機児童解消のために量を増やそうとするあまり、定員を超える子どもたちの受入（定員の弾力化運用）を行い、かつ東京等、待機児童を抱える地域では認証保育所等、児童福祉施設最低基準を満たさない施設が増加してきています。
- また、公立保育所にかかる費用の一般財源化は、統廃合・民営化の推進、保育士の非正規化・非常勤化、給食材料費や保育材料費の削減等、様々な悪影響をもたらしています。

## 3. 子ども・子育て基金（仮称）の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは、現在の待機児童問題は解消されません。

- 現在、保育所や幼稚園、放課後児童クラブに充当している財源を「一元化」するだけでは、待機児童解消や潜在的ニーズに応じた保育所・放課後児童クラブ等の基盤整備は実現できません。新システムの具体化に向けては、国として、それに基づく基盤整備と供給に必要な財源確保をはかるべきです。

## 4. すべての子どもを社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業者・個人による費用負担は不可欠です。

- 「子ども・子育てを社会全体で支援する」ためには、国が「社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）」を早急に確立することが必要不可欠です。

- 財政確保にあたっては、公費（税制改正や事業者拠出金の拠出割合の増加等）の仕組みを見直すべきです。
- また一方で、平均で4割程度を負担している利用者負担については、経済的な基盤が弱い世代層であり、また年金等、世代間扶養を担っている世代でもあることから、1割程度に軽減する等、利用者負担のあり方について再考する必要があります。
- 「イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進」にあたっては、質の担保・向上を図り、そのことを評価することができる仕組みとすることが必要です。保育は対人サービスであり、運営費の約7割が保育士等の人件費です。保育事業者に、保育士等の雇用実態（有資格者の人数、保育士・主任保育士の配置人数や処遇）を公表することを課すことが必要です。
- 質の確保された保育サービスを拡充していくためには、事業者の属性（特性・規制）などに基づき事業者の運営の条件・制限を明確にする必要があります。また、公費を投入することから、事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化することが必要です。
- また、子どものために支弁されている費用を、株式配当にあてることは、社会的な理解を得られないことであり、認めるべきではありません。

5. 「子ども家庭省（仮称）」の創設は、拙速に判断するべきではありません。

- ▶ 子どもの育ちを支えるためには、0歳から18歳までの連続した育ちの保障を考えていくべきです。新システム実施体制の一元化のために、「子ども家庭省（仮称）」の創設を考える際には、0歳から18歳までの子どもの育ちを国としていかに保障するのかという理念をもって検討するべきです。

- 社会的養護を必要とする子どもや障害のある子どもへの育ちの保障もあわせて考えることが必要不可欠です。
- さらに、保育サービスの質的・量的拡充を進める一方で、働き方の見直しを社会全体で推進していくことが必要です。ワークライフバランスの推進と子育てサービスの拡充は車の両輪であるとして、ともに考えていくことが大切です。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「今後もともに考えていきたい」と◆ ～子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会～

6月4日（金）に内閣府は、「子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会」を開催しました。この意見交換会は、4月27日に公表された「子ども・子育て新システムの基本的方向」に対し、各団体から意見を伺いたいという趣旨で開催されたものです。当日は、保育三団体（全保協、日本保育協会、全国私立保育園連盟）をはじめ、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国認定こども園協会、全国学童保育連絡協議会、保育園を考える親の会、子育てひろば全国連絡協議会の9団体と、民間保育事業者を代表してJ Pホールディングスが出席し、意見を述べました。

泉政務官からは「組閣人事がどうあれ、新システムの基本的方向は変わらない。新システムの方角性の具体化に向け、意見を伺いたい」とご発言があり、意見交換会を今後も続けていきたい旨の発言がなされました。

意見交換会の主な内容は下記のとおりです。

### 議事内容（敬称略、記録は事務局）

#### 1. 団体等からの意見発表（概要）

##### (1) 全国私立保育園連盟（菱川慧昭副会長）

- すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育・教育政策の確立が重要
- 「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計はさけるべき。
- 国と市町村の役割と責任を明確にした制度が必要。
- 「子どもの最善の利益」にそった保育と「環境及び質」の向上に努めるべき。
- 乳幼児期からの子どもの発達の切れ目のない連続性を保障する保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められる。対象年齢や保育時間等「多様な形態・機能」のサービスの担い手を利用者が選択できるシステムが必要。

- 「国・自治体・事業主・個人」による社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の早期実施が必要条件。
- 児童福祉施設「最低基準」(ナショナルミニマム)を国・市町村において遵守することが必要。
- 具体的制度設計にあたっては、社会保障審議会少子化対策特別部会において議論された「今後の保育制度の新たな仕組み」を継承すべき。
- 「幼保一体化」にあたって、当面は文部科学省と厚生労働省の担当部署を一つの「局・庁」に設定する等を検討していく必要がある。

## (2) 全国保育協議会(西田泰明副会長)

- 「すべての子どもへの良質な成育環境の保障」「出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現」といった基本的考え方には賛成する。ただし懸念を感じる課題があるので、そのことを意見として述べたい。
- 「保育」は地域の子どもの育ちをどう支えていくかという課題意識から生まれており、日々、保育所を利用している子どもや地域の子育て家庭の子どもたちに対して保育や子育て支援として、行っている。利用者は子どもであるということにもとづいて制度設計をしてほしい。
- 子どもが育つ環境は以前に比べて厳しくなっている。保育の質を担保すること、さらに保育の質をプラスアルファも含めてどう向上させるのか検討する必要がある。
- 「こども園」は、すべての子どもに質の高い保育(養護と教育)を保障する仕組みとしていただきたい。また、保育所と幼稚園それぞれの歴史、哲学、担ってきた役割などを十分踏まえて、検討していただきたい。
- 「将来的に「こども園」に融合する」としていることについて、スケジュール等をお教えいただきたい。
- 保育の質の確保に国や都道府県も関与できるようにしていただきたい。
- 恒久的な財源の確保を図る必要がある。具体的な財源の検討を図っていただきたい。
- 今後も意見を言う場を設定してほしい。

## (3) 日本保育協会(坂崎隆浩保育問題検討委員会委員長)

- 国及び地方公共団体の責任の強化と大幅な財源確保が必要。
- 幼保一体化については、その目的やどのような子どもを育成したいのか等が不明確。両制度を一元的に一律化したり、年齢によって幼稚園と保育所を分ける等は、現実的ではない。拙速な改革をするべきではない。
- 保育制度改革については、保育所は家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は維持すべきであり、また家庭や地域の子育て機能の低下を補完し、多様な保育ニーズへの対応を保育所が実施できるよう強化すべきである。
- 保育の質の向上のためには、保育士の配置基準と質の高い人材の養成・確保が必要。

## (4) 全日本私立幼稚園連合会(田中雅道元副会長)

- 「基本的方向」には教育の視点が盛り込まれていない。教育に軸足を置いた国家戦略なしに、輝く日本はあり得ない。
- 新しい画一的な制度の導入等により、無理な制度改正で現場を混乱させるべきではない。現行の多様な幼児教育機関、親の選択を認める現状を踏まえていただきたい。新たな「こども園」制度は慎重に行うべき。

## (5) 全国国公立幼稚園長会(岡上直子会長)

- 多様な子育て家庭が認められる社会づくりを  
幼稚園利用者にはPTA活動に力を注いでおり、地域に貢献している。就労している家庭でも違う形で地域に貢献しており、多様な選択肢を認めることができるようにすべき。父親が子



育てに参加しやすい社会、ワークライフバランスの推進も必要。

- 質の高い幼児教育を求められるシステムづくりを  
幼児期の幼児教育の質の担保を図れる仕組みを考えてほしい。研修や人材養成の仕組みをきちんと担保すべき。

- 財源については、安心して子どもを育てることのできる社会づくりを考えてほしい。

(6) 全国認定こども園協会（古渡一秀副代表理事）

- 制度改革の方向性に関する協会試案
- 認定こども園の実践から見えてきた課題
- 一体化に必要な具体的条件  
小規模多機能化&機能の統合化  
子ども環境（家庭・地域社会）の機能の再生

(7) 全国学童保育連絡協議会（真田祐事務局次長）

- 量的・質的拡大を図るためには、制度の抜本的な見直しが必要
  1. 学童保育を推進するための公的責任が弱い⇒市町村の実施責務の強化を図ることが必要。
  2. 最低基準が定められていない⇒一定の水準を確保する「基準」が必要。
  3. 国の補助金は奨励金ではなく、運営費ではない⇒学童保育の維持・拡充を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要。
- 「基本的方向」の課題
  1. 市町村の自由裁量に任せることに対する危惧
  2. 学童保育をどのような制度として構築するのか、明確な方向が示されていないことに対する危惧
  3. 学童保育が「安定性・継続性・信頼性」をもって運営できなくなるのではないかという危惧

(8) 保育園を考える親の会（普光院亜紀代表）

- 「公的保育契約」における国・自治体の責任および関与を法律に明記してほしい。  
不適切な施設に対して認可もしくは指定を取り消す権限を自治体に付与し、直接契約をしている施設であっても自治体が関与できる仕組みを。
- 包括的な教育・支援を損なわない幼保の仕組みを  
保育所機能はこれを低下させない仕組みとすることが重要。  
児童福祉施設として保育所が果たしてきた機能（多様な子どもの受容、養育困難家庭への支援、地域の子育て家庭への支援）の重要性は近年ますます大きくなっている。保育所の児童福祉施設機能をより向上させるべき。
- 事業者のイコールフットングよりも子どものイコールフットングを  
家庭の所得格差によって子どもの居場所が区分されることのないように、保護者が負担する保育料を公定価格とし、応能負担もしくは低負担とすること。付加的なもの（習い事など）を別料金として行うことを制限すること。
- 待機児童の解消と財源の確保を先行させてほしい。  
待機児童があふれている中での新制度移行は混乱を生じる。将来にわたっても財源を確保する見通しを立てた上で、制度設計をするべき。

(9) 子どものひろば全国連絡協議会（奥山千鶴子理事長）

- 幼保一体化に向けては、幼稚園・保育所のこれまでの歴史や文化を尊重しつつ、就学前の子どもに必要な力を獲得できる社会的環境を保障することに、社会的コンセンサスを形成する

必要がある。

- 就労状況にかかわらず、両親ともに子どもにかかわる時間の持てる社会の実現へ
- 妊娠期から学齢期まで連続したケアサービスの充実へ  
個別ケアができる環境へ  
市民が主体的に自分たちのまちを変えていこうとする力=新しい公共を育まなければ日本の将来はない。
- 待機児童の解消  
待機児童の内容を分析し、認可保育所に集中する状況を変えなければいけない。
- 子ども手当とサービス提供を自治体裁量に任せて良いのか？基礎自治体による自由な制度設計に関しては、自治体が事業評価やコンサルティングを行うような仕組みを導入する必要がある。さらに給付設計や運用に関しては、自治体職員だけでなく、住民や子育て支援団体が政策決定の場に関われるような仕組みが必要。
- 子ども・子育て基金は政府とは独立した専門機関として実施すべき。さらに監査や事業評価の仕組みを組み込む必要がある。

#### (10) J Pホールディングス（山口洋代表取締役）

- 週刊ダイヤモンド記事（仙台市の社会福祉法人で年間剰余金 2,000 万円？）  
→こういう保育所でも最低基準を守っている。  
一方で、株式会社立を認めている自治体は 28.4%  
社会福祉法人であればこのようなひどい保育所でも存在できるが、株式会社であるということだけで申請さえできない自治体が多い。  
保育の競争原理をはかることができるように、多様な事業主体の参入を認めることが必要であり、そのような一文を入れてほしい。
- 株式会社では、市場から資本を調達できる仕組みを作っているのに、配当は認めていない。香取審議官が国としては認めているよと言っていたが、自治体では民改費も出ない等があって、自治体の縛りで配当が現実的にはできない。

## 2. 意見交換

泉政務官 あその業界が悪い等といった属性で話をされることがあるが、決してそのように割り切れるものではないということを前提に考えてほしい。どの業界でも良い事業者は良いし、悪い事業者は悪いということだろう。

これまでは行政、国への要望を行ってきたのだと思うが、自分たちの立場としてやらなければいけないこと、世の中における子どもたちに誰がどうやってアプローチをしていくのか、ということを中心に、建設的な発言をいただきたい。すべての子どもたちの成育環境をどうしていくのか、ともに考えていきたい。一緒に考えていくことが大切であるし、行政が決めるのではなく、一緒に考えるという姿勢をもって議論をしよう。

まず、子ども指針というものを作っていくということについて、子どもそのものにどうアプローチしていくのか、親子へのアプローチをどうするのか、ご意見を伺いたい。

田中（全日本私立幼稚園連合会）子ども集団がなりたつのはいつからなのか、集団と個のあり方を考える必要がある。

西田（全保協）すべての子どもたちに公的保育サービスを用意するにしても、地域のどこにどのようなニーズがあるのか、ニーズの把握が難しいという事実がある。地域の中にどここの家庭に子どもが生まれているか、福祉の分野だけでなく、保健医療の分野等も含めて、関係機関が連携をし

ていけないといけないのではないか。

奥山（子育てひろば全国連絡協議会）地域子育て支援として、産前産後からサービスへつないでいく仕組みを作っていかなければいけない。家庭によりそって、ニーズを把握する力の育成を図っていくことが必要。

泉政務官）これから妊娠・出産をするお父さん・お母さんは、地域の中の子育てサービスへのアクセスはこれまではなかった。産前も含めて、アプローチの仕組みを考える必要はあるのかもしれない。こども指針については、このような人たちへのメッセージ性も必要ではないか。

岡上（全国国公立幼稚園長会）「基本的方向」に書かれたこども指針の性格はこれまでは幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した形であると思っていたが、政務官の話では日本の子どもをどう育てていきたいとの思いだったと思うが、どちらの意味合いか？

泉政務官）施設保育のあり方はこども指針の一部として書き込まれるのではないか。「基本的方向」の書き振りが必ずしも決定ではなく、本来、国として子どもをどう育てていきたいのかという視点に立って、保育関係者、幼稚園関係者だけではなく、広く子どもを育てていくための指針とするべきではないかと考えている。

古渡（全国認定こども園協会）ワークライフバランスも含めて考えていかなければいけない。従来の保育所・幼稚園のシステムは素晴らしいが、今の子どもたちの環境を考えると、より総合的にならなければいけない。また先ほど話したとおり、施設長の役割・資格は重要。前向きな意味での総合機能化が必要。

坂崎（日本保育協会）こども指針を考える際には、国が子どもをどのように育てたいのかという基本的なことがあった中で、家庭や地域の役割、施設の役割ということを決めていくことが基本である。

泉政務官）役所が国ではなく、国民が国であるということで、「基本的方向」は最終のものではない。皆さんとともに今後も考えていきたい。

さらに小さいネタだが、子どもの育ちを伝える資料を保育所では最終年度のみ小学校に送っていると聞きしたが、これは本当か？

坂崎）途中で転園ということで、申し送り書等がないということはあって、就学にあたって小学校に伝える資料にそこからの育ちしか書けないということもあるかもしれないが、連携して0歳から保育所を利用しているのであれば子どもの育ちを申し送りはするようにしていると思う。

西田）保育所では最終年度の子どもの育ちを中心に伝えるような形になっている。申し送りにしても、子どもが伸びている部分を今後も伸ばしていくんだという視点で、考えている。

泉政務官）これからも議論を積み上げていただいて、場合によっては両業界で話をさせていただくことも含めて、考えていってほしい。

次に保育時間の延長化と労働時間の長時間化について、子どもの育ちにとってどうなのか、意見を聞かせてほしい。

普光院（保育園を考える親の会）保護者の保育利用時間が長くなってきている。多様な働き方が保育所を利用できるようになってきたということ。ただ一方でみんなが利用できるから延長を利用するんだとか、会社が要求する、ということもあるのは事実であって、保護者なり社会なりに保育所はどのような施設なのかということ伝えていくことが必要。国も自治体も企業も保護者にも、子どもの最善の利益を考えてもらうことができるような働き方が必要。

岡上）利用者が多様なサービスを利用できるような仕組み、保護者が望ましい生活スタイルや子どもにどのような成育環境を整備するのか、責任を持って選択できるような社会を作っていきたい。できる限り親子がともに生活できる社会を作るべき。それは時間だけで縛るものではない。

田中) 働くことのできる環境を作ってほしい、と地方に行くと言われることが多い。一方で、施設の中にいる時間の限界はやはりあると思う。幼稚園利用者でも、たとえば下の子が入院した時等に上の子を友だちの家で夜預かる等、保護者同士のつながりを持っている。

真田(全国学童保育連絡協議会) 学童は保育所等とは異なり、夜遅くまでいても翌日朝起きて学校に行かなければいけない。学童期になると保護者の就労条件に制限がなくなってしまうが、やはり学童期であっても保育所利用時期と同様に一定の制限が必要。

泉政務官) ナショナルミニマムは引き続き維持するという考えのもとで、地域主権という考えのなかでどのサービスを伸ばすのかということには地域により違いがあるという仕組みになるのではないかと考えている。保育の質の担保については、どう考えるか?

西田) 保育の時間についてだが、必要な時間帯というものはあると思っている。すべての子どもに質の高い保育の提供をと考えても、保育に欠ける子どもはなくなるしないし、そのような子どもたちに対して保育時間としては少なくとも8時間は必要ではないかと考えている。また、質の担保という視点から考えると、最低基準では保育士の配置基準について保育時間中は決められているが、早朝・夜間の時間帯において、現行では基準が適用されておらず、質の担保がなされていないという現状がある。保育士の質的向上を図るにしても、幼稚園教諭と保育士の資格の一体化の検討に当たっては、両資格を有している者が多い現状を踏まえるとともに、保育所の保育士は研修等を受講する時間も限られていることなど、保育所と幼稚園の現状の違い・特性を踏まえて検討願いたい。

泉政務官) 山口さんは研修ということについて何か工夫があるか?

山口(JPホールディングス) 200時間の研修を課しており、研修を一定受講すると評価する仕組みとしている。

泉政務官) かつては幼稚園・保育所の合同研修があったが、減ったということも聞いているが、今後の取り組みの可能性はどうか?

岡上) 自治体においては幼稚園・保育所の合同研修は増えてきている。幼児教育・保育研究会等、自主的な研究団体も数多くある。

奥山) つどいのひろば全国連絡協議会の研修では、センター型(保育所)関係者もひろば型(NPO)関係者とともに研修をしていて、広い視野で子育て支援を考えているところも多い。

普光院) 話が違うかもしれないが、習い事的なことを別料金で提供しているような保育所・幼稚園も現実としてはある。公的な保育・教育のなかでは家庭の経済状況に関わらず、質の高い保育・教育を提供できるような仕組みをしてほしい。

泉政務官) 一般的に幼児教育というと英才教育をイメージする人が多くいる中で、幼児教育はそうではないということを伝えていくことが必要。

それではイコールフットングの議論に移るが、意欲のある多様な主体の参入を認めていく方向性を目指していこうではないか、ということで考えてきているが、撤退規制等一定のルールは必要ではないかと思う。こういう法人形態だから、こういう税制と補助の仕組みをと考えていくことはできないか。配当についてどう考えるのか。

山口) 配当は利息と同じようなものであり、無制限な配当ということはある。撤退規制では、株式会社だから危険ということを言う人もいるが、社会福祉法人でも撤退を急にするとところもある。

田中) 私立幼稚園は、初期費用を回収するという考えはないし、理事報酬も原則として認めていない。教育を行うものは何なのかということを見ると、やはり国が行うべき。

山口) 初期費用を回収しないから何がえらいのか。業種形態が違う中で、議論されてもおかしいの

ではないか。

坂崎) 待機児童問題の解決のための株式参入と、そうでない地域における株式参入があることに、もともと少子化対策特別部会でも理解できなかった。需要がない地域に株式会社が参入できる仕組みを作る必要があるのか。また、事業主体に関しては、社会福祉法人と学校法人の役割はそもそもどのようなものなのかという原点を考えていかなければいけないのではないか。

今までの仕組みでも J Pホールディングスは 50 保育所をもっているわけで、十分にできるのではないか。

西田) これまで認可保育所が果たしてきた役割は何なのか、ということ改めて考える必要がある。株式会社でも NPO でも現在でも参入ができる仕組みになっているのだから、本当に参入障壁となっていることは何なのか、整理する必要があるのではないか。今でも参入が可能になっているのに、何が問題なのか。

泉政務官) 待機児童に対しても、需給調整が必要な仕組みが必要なのか。山口さんは、なぜ株式会社のままなのか、社会福祉法人を取らないのは何故なのか？

普光院) 需給調整は必要であって、それがなくなってしまうと駅前に園庭もない保育所をバンバン作ってしまうことを懸念する。そのためにも、多様な事業主体の参入を促進するより、認可制度をもっと透明性のある仕組みにしていくことが必要なのではないかと考えている。

山口) 需給については、普光院さんのいうとおり。現状でも参入が可能であるということに対して、参入障壁ということは先ほど話したとおり、株式会社の方が資金調達性があるし、福利厚生もしやすい。株式会社においては、今あるインフラを使うことができる。保育の質が担保されているのであれば、経営者がどんなに高い給料を受けても良いのではないか。

泉政務官) 確かに市場からの資金調達能力は株式会社の方が高いだろう。社会福祉法人では、たくさんさんの保育所を運営しているということは現実的には少ない。

田中) 数が多いということが良いことではない。個々バラバラであることの意味はある。

泉政務官) こういう種類の議論を引き続き続けていかなければいけない。スケジュール的には、予定どおりだが、6 月末に詳細なものが出るわけではないので、ご安心願いたい。今後も議論を重ねさせていただきたい。今日は大きな学びがあった。

## ◆認可外施設を「保育ママ」の「共同実施施設」と位置付け◆ ～沖縄待機児童対策スタディ・グループ 提言を公表～

福島みずほ前少子化担当大臣の指示で設置された「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の最終会合が 6 月 1 日、内閣府で行われ、提言をまとめました。この「沖縄待機児童対策スタディ・グループ提言」(以下、「提言」)では、認可外保育施設を家庭的保育事業(保育ママ)の「共同実施施設」と位置付けると同時に、認可外保育施設の認可化および質の向上に対する支援が盛り込まれました。

現状では、待機児童対策として、沖縄県は平成 23 年度までに約 3,000 人分の保育所の整備を予定していますが、「提言」ではさらに 2,500~3,000 人程度の受け入れ枠増加が必要と指摘しています。「提言」ではさらに、受入数の増のため、認可外保育施設を家庭的保育事業(保育ママ)が複数人集まる形と位置付け、支援策の導入検討を求めました。6 月 1 日の会合では、家庭的保育事業(保育ママ)の活用を認可外保育施設に周知、普及することをあわせて確認しています。

ただし、待機児童対策としての整備に向けては、「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」(10億円、平成23年度まで)および「沖縄県安心こども基金」(69億円、平成22年度まで)を活用しており、政府としての新たな支援策は示されていません。また平成23年度までとされている「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」の24年度以降の継続は、今後の沖縄振興策の議論の中で検討していくことを確認するにとどまっています。

※「沖縄待機児童対策スタディ・グループ提言」は内閣府HPに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/okinawa/>

(内閣府>沖縄及び北方対策>沖縄政策)

## 全保協の動き

### ★第10期保育所長専門講座を51名の方が修了。

5月24日に第10期保育所長専門講座（平成21年5月開講）の修了式が開催され、下記51名の方々が修了しました。

本講座は保育所長に求められる専門的能力の向上を図るとともに、時代の要請に求められる保育リーダーを養成することを目的に、毎年、全保協で1年かけて実施されております。具体的には年2回の面接授業と、レポート指導から構成され、少人数制のゼミによるきめ細かな指導がなされています。

修了式当日は、花崎みさを氏（社会福祉法人一粒会 理事長）の講義「子どもをどう捉えるか 社会的視点から観る子ども観とは」が行われ、修了生一人ひとりに川井全社協常務理事より修了証書が手渡されました。修了生の皆様のご活躍を祈念いたします。

都道府県 指定都市名	氏名	勤務先名称
青森県	荒谷 啓輔	下長保育園
青森県	長谷川 栄子	八郷保育園
岩手県	小澤 和枝	たんぼぼ保育園
岩手県	及川 牧子	金ヶ崎保育園
岩手県	菊地 洋一	中妻子供の家保育園
秋田県	阿部 清美	杉の下保育園
福島県	高荒 正子	あすなろ保育園
栃木県	永井 和子	宇都宮市大谷保育園
栃木県	猪瀬 英彦	上三川幼児園
埼玉県	本田 直子	ゆうゆうくじら保育園
千葉県	林 二美枝	神代保育園
東京都	堀江 建治	松中保育園
東京都	松岡 羊哉	ゆりのき保育園
新潟県	沢口 澄枝	高山保育園
山梨県	土屋 敦子	大鎌田保育園
富山県	尾澤 史恵	上滝保育園
富山県	石田 由紀子	立山町立五百石保育所
富山県	光地 道子	小杉東部保育園
石川県	島崎 賀津子	小丸山保育園
福井県	田中 久子	福井市立啓蒙保育園
福井県	菅原 量	はぎの保育園
愛知県	岡地 瑞枝	ほほえみ保育園
滋賀県	中島 誠	南郷保育園
滋賀県	三上 明祥	本福寺保育園
大阪府	小山 雅世	フタバ学園
大阪府	浅井 孝之	あけぼの保育園
大阪府	松原 千明	北花田保育園
兵庫県	中安 延哉	神崎福社会立神崎保育園

（敬称略）

岡山県	金崎 雅彦	大崎保育園
岡山県	大原 正裕	遍照保育園
広島県	櫻 麻美	さくら保育園
山口県	伊藤 三奈	愛隣幼児学園
愛媛県	川井 昌子	大浦保育園
福岡県	秋永 真理子	小郡保育園
福岡県	大瀧 智子	わかすぎの社保育園
福岡県	中村 千佳子	福丸保育園
福岡県	原田 優花	城井保育園
佐賀県	田中 康博	くすみ保育園
熊本県	平岡 正浩	出仲間保育園
大分県	高山 耕	みのり保育園
宮崎県	西部 雅子	ちどり保育園
沖縄県	兼城 照美	みやび保育園
広島市	川崎 和子	可部東保育園
広島市	谷本 順子	亀山南保育園
広島市	吉田 敏子	広島市ふくしま保育園
福岡市	脇山 章平	コスモス保育園
栃木県	山中 悟	ぴっころ保育園
東京都	伊藤 佳世子	ききょう保育園
東京都	宇都 万佐子	つくし保育園
川崎市	相馬 一恵	はるひ野保育園
福岡県	白山 康子	ひかる保育園

## ◆ 全国保育協議会活動日誌

(平成 22 年 5 月 1 日～5 月 31 日)

5 月 7 日	全国保育協議会事業および会計監査
5 月 13 日	第 2 回全国保育協議会・全国保育士会正副会長連絡会 (1) 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見について (2) 「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関する意見募集への意見について
5 月 14 日	第 2 回常任協議員会 (1) 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見について (2) 「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関する意見募集への意見について
	第 1 回公立保育所懇談会
	第 1 回全国保育協議会協議員総会 (1) 平成 21 年度全国保育協議会事業報告について (2) 平成 21 年度全国保育協議会収支決算について
5 月 19 日	福島みずほ内閣府特命担当大臣(少子化担当 *当時)や厚生労働省雇用均等・児童家庭局伊岐局長等に、意見書「『子ども子育て新システムの基本的方向』への意見」を提出
	第 2 回保育所長専門講座運営委員会 (1) 専門講座改訂の枠組みと課題の検討について (2) 今後のスケジュールについて
5 月 24 日	第 10 期保育所長専門講座修了式 修了者：51 名



# 子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会

平成 22 年 6 月 4 日 (金) 17:30 ~ 19:30  
中央合同庁舎 4 号館 12 階共用第 1208 特別会議室

## 議 事 次 第

### 1. 団体からの意見発表

- ・全国私立保育園連盟  
菱川 慧昭 副会長 (神ノ木保育園園長)
- ・全国保育協議会  
西田 泰明 副会長 (わかば保育園園長)
- ・日本保育協会  
坂崎 隆浩 保育問題検討委員会委員長 (野木保育園理事長)
- ・全日本私立幼稚園連合会  
田中 雅道 元副会長 (光明幼稚園園長)  
(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長
- ・全国国公立幼稚園長会  
岡上 直子 会長 (練馬区立光が丘さくら幼稚園園長)
- ・全国認定こども園協会  
古渡 一秀 副代表理事 (認定こども園まゆみ幼稚園園長)
- ・全国学童保育連絡協議会  
真田 祐 事務局次長
- ・保育園を考える親の会  
普光院 亜紀 代表
- ・子育てひろば全国連絡協議会  
奥山 千鶴子 理事長 (NPO法人びーのびーの代表)
- ・民間保育事業者 (株)JPホールディングス  
山口 洋 代表取締役

### 2. 意見交換

#### [配布資料]

- 資料 1 子ども・子育て新システムの基本的方向
- 資料 2 各団体提出意見

# 各団体提出意見

## 目 次

○ 全国私立保育園連盟	..... P. 1
○ 全国保育協議会	..... P. 3
○ 日本保育協会	..... P. 5
○ 全日本私立幼稚園連合会	..... P. 6
○ 全国認定こども園協会	..... P. 7
○ 全国学童保育連絡協議会	..... P. 9
○ 保育園を考える親の会	..... P. 11
○ 子育てひろば全国連絡協議会	..... P. 13
○ (株)JPホールディングス	..... P. 15

## すべての乳幼児のための 新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」

社団法人 全国私立保育園連盟

○ この度、子ども・子育て新システム検討会議の「基本的方向」に基づいて進められる新システム・幼保一体化については、今までにできなかったよりよい施策と制度へ抜本的に展開していく必要があります。平成 25 年度施行に向け法・環境整備を含めて、3年から5年のスパンでの計画と制度設計が求められます。併行してそれまでの当面の期間は「子ども・子育てビジョン」の第1年次計画の予算化による、数値目標を明確にした着実な推進と「安心こども基金」をはじめとした予算措置の継続断行により、待機児童を短期間で解消していく等、幼保一体化に向けた基盤整備の実施が必要です。

1) 新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」を検討するための基本的事項について

○ 児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育・教育政策の確立が重要であり「保育所」「幼稚園」「認定こども園」等の基準や保育環境・条件が「差別化」されている現状を改善する必要があります。

○ 保育・福祉事業への「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計はさける必要があります。

○ 児童福祉法第一条の「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され」の理念を尊重して国と市町村の役割と責任を明確にした制度とすることが求められます。

○ 国際的に批准されている児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努めることが大切です。

○ 乳幼児期からの子どもの発達の切れ目のない連続性を保障する新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められます。

諸外国の中で、「日本の保育所保育」は、後に述べる学校教育法上(第22条、第25条)の「保育(養護と教育)」とさらに子どもの発達の連続性を位置づけた保育所保育指針を中心に、広く根付かれてきた「歴史と文化・伝統」があります。そのことは、現在、保育所が全国約 22,000 か所、入所児童約 210 万人以上と幼稚園約 13,000 か所、入所児童約 170 万人という実態からも明らかです。こうした現状に鑑み、新たなシステムは上記を保障する考え方の上に、対象年齢や保育時間等「多様な形態・機能」のサービスの担い手を、利用者が選択できるシステムが求められます。年齢で分離するのではなく多機能で分離するシステムが望ましいと考えます。

2) 将来に向けた新しいシステムの構築のためには、「国・自治体・事業主・個人」による社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の早期実施が必要条件です。

併せて、上記の財源制度が確立する当面の間は、次年度施策として、「子ども・子育て交付金(仮称)」とし、使用目的や枠組みを明確にして、ナショナルミニマム(基準)を定めることが極めて重要と考えます。

3) 政策・制度設計は政府の内閣府特命担当大臣少子化対策担当と国家戦略局の下で、「子ども・子育てビジョン」に示された「理念・目的」との関係で検討されるべき問題であり、国民、関係者の意見を踏まえ拙速をさけた検討が求められます。

4) 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設「最低基準」(ナショナルミニマム)を、国・市町村において遵守することが必要です。

5) 新しい保育・子育てシステムと「幼保一体化」には「すべての乳幼児を対象とした」制度設計が大切です。具体的制度設計にあたっては、社会保障審議会「少子化対策特別部会」において2年間、論議された「今後の保育制度の新たな仕組み」を継承されることが必要と考えます。

6) 「幼保一体化」にあたっての当面の検討課題について

(1) (行政の一体化について)

「一体化」にあたって当面は、文部科学省と厚生労働省の担当部署を一つの「局・庁」(仮称)に設定する等を検討していく必要があります。

(2) (保育現場の“共通性”について)

保育と教育の内容については、幼稚園教育要領と保育所保育指針の“共通性”が既に確立しています。先に触れた学校教育法上(第22条、第25条)も戦前・戦後を通じ「保育」という概念で乳幼児について規定されており、日々の保育活動と幼稚園活動は共に進められています。

(3) 具体的課題としては以下が挙げられます。

・ 保育時間の在り方について

: 保育時間は、幼稚園がおおむね4時間、保育所が8時間(実態は通勤時間を加え9時間前後)と定められている。「一体化」の検討の中では、とくに保育時間の問題は利用者の選択に委ねることも考えられる。(保育所の場合は、この問題を8時間の定型保育と延長保育、一時的預かり、休日保育等の非定型保育に区別して論議している。)

・ 幼保両施設に対する補助金制度の在り方について

: 社会保障制度による公的補助である保育所に比して、幼稚園は公的保障が相対的に少ない。

・ 利用料の問題について

: 幼稚園は自由設定、保育園は公定価格であることの利用者負担の格差の問題。

・ 経営主体について

: 本来非営利が望ましい保育・子育ての幼稚園は学校法人に限定しているのに対して、保育所は企業等多様な形態の参入を認めている。

・ 地方行政の関わり方等について

: 幼稚園は都道府県教育委員会所管、保育所は市(区)町村保育所所管。

・ 名称の問題について

: 幼稚園は名称独占であるのに対して、保育所は非名称独占。今後こども園(仮称)制度にしていくことで名称独占に位置づけていくことも必要。

・ 小学校との連携の問題について

: 幼保一体化の新システムに発達の連続性をどのように位置づけるか。

7) 日本の将来に向けた幼保一体化・子ども子育て新システムの実現には、家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業等の拡充と育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を行うことが必要です。

## 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国 保 育 協 議 会  
会 長 小川 益丸  
全 国 保 育 士 会  
会 長 御園 愛子

全国保育協議会と全国保育士会(以下「本会」という)は、「子ども・子育て新システム検討会議」が4月27日に公表した「子ども・子育て新システムの基本的方向」(以下「基本的方向」)に対して次のように意見を表します。

- 「基本的方向」は、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に、「すべての子どもへの良質な成育環境の保障」「出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現」等を目標としています。本会は、この考え方については基本的に賛成いたします。
- ただし、子どもの育ちを支えている保育現場として、下記の点で懸念を感じています。「子ども・子育て新システム」の構築に向けては、十分に課題を整理し、真に「未来の日本」を担う子どもの最善の利益を保障する制度として確立されるよう要望いたします。

### 記

1. 利用者は「子ども」であることを前提とした制度設計を図ってください。
  - 保育は0歳からの子どもの育ちを「養護と教育の一体的提供」をもって支える営みです。保育には「幼児教育」も包含することを前提に検討を図るべきです。
  - 「幼保一体給付(仮称)」や「こども園(仮称)」は、その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきではありません。
  - 「利用者本位のサービスの包括的・一元的提供」では、利用者は「保護者」と「子ども」の両方であることを前提に、とくに自ら要望・意見等を述べることでできない子ども自らが権利を有する主体であるとの認識のもと、国は子どもの育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。
  - すべての子どもに対して「質の高い幼児教育・保育を保障」するためには、保育の「質の確保・向上」を担保する仕組みが必要不可欠です。
  - また、「保育に欠ける」という文言の見直しについては本会も必要性を主張してきましたが、単に要件を撤廃するのではなく、真に保育を必要としている子どもが利用できないことがないようにする必要があります。引き続き、児童福祉施設である保育所が取り組んでいる児童福祉の観点を重視する必要があります。
  - 制度設計のイメージ図にある「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の2階建て構造は、対象も給付内容も不明確です。国民が理解できる説明をするべきです。
  - また、保育所を「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の対象に含めるのであれば、保育は「養護と教育の一体的提供」であることを前提に、「保育・両立支援給付(仮称)」とするべきです。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育所保育は「両立支援」だけでなく、子どもの育ちと保護者の子育てを支援する幅広い営みです。「基本的方向」に示された2階部分の表現は、保育所保育が「両立支援」のみであるとの誤解を与えます。</li></ul> |
|---|

2. 基礎自治体による自由な給付設計は、自治体の財政力による格差を生じさせます。

- 子どもに保障される保育の質が地域によって格差があってはなりません。国として、子どもたちが育つための質の高い保育を提供することを保障していくことが必要です。
- 住んでいる地域に関わらず、子どもの育つ環境は国の責務で保障するべきです。

- とくに財政力の弱い自治体においては、国からの財源の裏付けが十分に行われないと、子どもに対する支援が乏しくなることが懸念されます。財政逼迫状況にある地方自治体の基盤整備等について、国が費用保障する仕組みが必要です。
- この10年間の保育制度を見ても、財源が限られたなかで待機児童解消のために量を増やそうとするあまり、定員を超える子どもたちの受入（定員の弾力化運用）を行い、かつ東京等、待機児童を抱える地域では認証保育所等、児童福祉施設最低基準を満たさない施設が増加してきています。
- また、公立保育所にかかる費用の一般財源化は、統廃合・民営化の推進、保育士の非正規化・非常勤化、給食材料費や保育材料費の削減等、様々な悪影響をもたらしています。

3. 子ども・子育て基金（仮称）の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは、現在の待機児童問題は解消されません。

- 現在、保育所や幼稚園、放課後児童クラブに充当している財源を「一元化」するだけでは、待機児童解消や潜在的ニーズに応じた保育所・放課後児童クラブ等の基盤整備は実現できません。新システムの具体化に向けては、国として、それに基づく基盤整備と供給に必要とされる財源確保をはかるべきです。

4. すべての子どもを社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人による費用負担は不可欠です。

- 「子ども・子育てを社会全体で支援する」ためには、国が「社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）」を早急に確立することが必要不可欠です。

- 財源確保にあたっては、公費（税制改正や事業主拠出金の拠出割合の増加等）の仕組みを見直すべきです。
- また一方で、平均で4割程度を負担している利用者負担については、経済的な基盤が弱い世代層であり、また年金等、世代間扶養を担っている世代でもあることから、1割程度に軽減する等、利用者負担のあり方について再考する必要があります。
- 「イコルフットイングによる多様な事業者の参入促進」にあたっては、質の担保・向上を図り、そのことを評価することができる仕組みとすることが必要です。保育は対人サービスであり、運営費の約7割が保育士等の人件費です。保育事業者に、保育士等の雇用実態（有資格者の人数、保育士・主任保育士の配置人数や処遇）を公表することを課すことが必要です。
- 質の確保された保育サービスを拡充していくためには、事業者の属性（特性・規制）などに基づき事業者の運営の条件・制限を明確にする必要があります。また、公費を投入することから、事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化することが必要です。
- また、子どものために支弁されている費用を、株式配当にあてることは、社会的な理解を得られないことであり、認めるべきではありません。

5. 「子ども家庭省（仮称）」の創設は、拙速に判断するべきではありません。

- 子どもの育ちを支えるためには、0歳から18歳までの連続した育ちの保障を考えていくべきです。新システム実施体制の一元化のために、「子ども家庭省（仮称）」の創設を考える際には、0歳から18歳までの子どもの育ちを国としていかに保障するのかという理念をもって検討するべきです。

- 社会的養護を必要とする子どもや障害のある子どもへの育ちの保障もあわせて考えることが必要不可欠です。
- さらに、保育サービスの質的・量的拡充を進める一方で、働き方の見直しを社会全体で推進していくことが必要です。ワークライフバランスの推進と子育てサービスの拡充は車の両輪であるとして、ともに考えていくことが大切です。

# 「子ども・子育て新システムの基本的方向」に対する意見

平成22年6月4日  
社会福祉法人日本保育協会

## 1. 国及び地方公共団体の責任の強化と大幅な財源確保

- ・次世代育成支援対策については、現金給付と保育所等の子育て環境の整備とのバランスの確保が必要である。特に、都市部の待機児童の解消については、国及び地方公共団体が大幅な財源を投入し、保育所の緊急整備を実施すべきである。
- ・費用は社会全体が負担する方式が望ましい。保育格差や保育の質の低下が生ずる恐れのある保育所予算の一般財源化には反対である。

## 2. 幼保一体化について

幼稚園と保育所は、それぞれ目的・機能を異にするものであり、これまでそれぞれの特徴を活かした運営に努めてきた。幼保一体化については、その目的やどのような子どもの育成を目指すのかなど一体化が目指す姿が不明確である。社会経済の変化や将来展望も踏まえ、基本的考え方についてしっかりとした議論を改めて行うべきであり、拙速な改革は行うべきでない。

なお、現状を踏まえれば幼稚園及び保育所の両制度を核としながら、認定こども園制度の改善や在り方を検討すべきであり、両制度を一律的に一元化することは、逆に利用者のニーズに応えられない。

## 3. 保育制度改革について

☆保育所は家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は維持すべき

- ・家庭や子どもの状況に左右されることなく入所できる仕組みとして、市町村が関与した入所の仕組みが必要である。
- ・公定価格が必要であり、価格競争などの競争原理が働く仕組みは適当でない。
- ・待機児童の解消のみを目的とした指定制の導入は、保育の質の低下に繋がる。

☆家庭や地域の子育て機能の低下を補完し、多様な保育ニーズへの対応の強化

家庭や地域の子育て機能の低下を補完し、保育所が地域のすべての子育て家庭を支援する役割・機能を充実強化すべきである。

☆保育の質の向上のためには保育士の配置基準と質の高い人材の養成・確保

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもの生活時間の殆どを共にする保育者の配置基準と質の高い保育士の育成・確保や処遇改善など人材確保対策の充実が必要である。

# 「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する意見

平成22年6月4日

全日本私立幼稚園連合会

## 1 教育に軸足を置いた国家戦略を

「子ども・子育て新システムの基本的方向」には、教育の視点が盛り込まれていない。

小学校入学前のすべての子どもには、良質な教育を受ける権利がある。小学校入学が学びの始まりとして“就学”という言葉で定義していた時代は終わり、人間には一生涯を通して一貫した教育体系があるという時代になった。

OECD 諸国は、幼児期の制度を統一し、教育の視点で制度設計を行っている。教育に軸足を置いた国家戦略なくして21世紀、輝き続ける日本はあり得ない。

## 2 新たな「こども園」制度は慎重に

新しい画一的な制度の導入などにより、無理な制度改正で現場を混乱させるべきでない。現行法の多様な幼児教育機関、親の選択を認める現状を踏まえていただきたい。

とりわけ現状の「認定こども園」制度の地域レベルにおける問題点や課題を相当に整理・検証することなしに、新たな制度の構築を行うことは極めて危ういものとなることが予想される。

新しい施策の構築はまさに“人づくり100年の計”であり、国の在り方と将来に大きく影響する問題である。拙速をさけ、保育園と幼稚園との現在のあり方を十分ご理解いただいた上で仕組みを慎重につくりあげるべきである。

以上



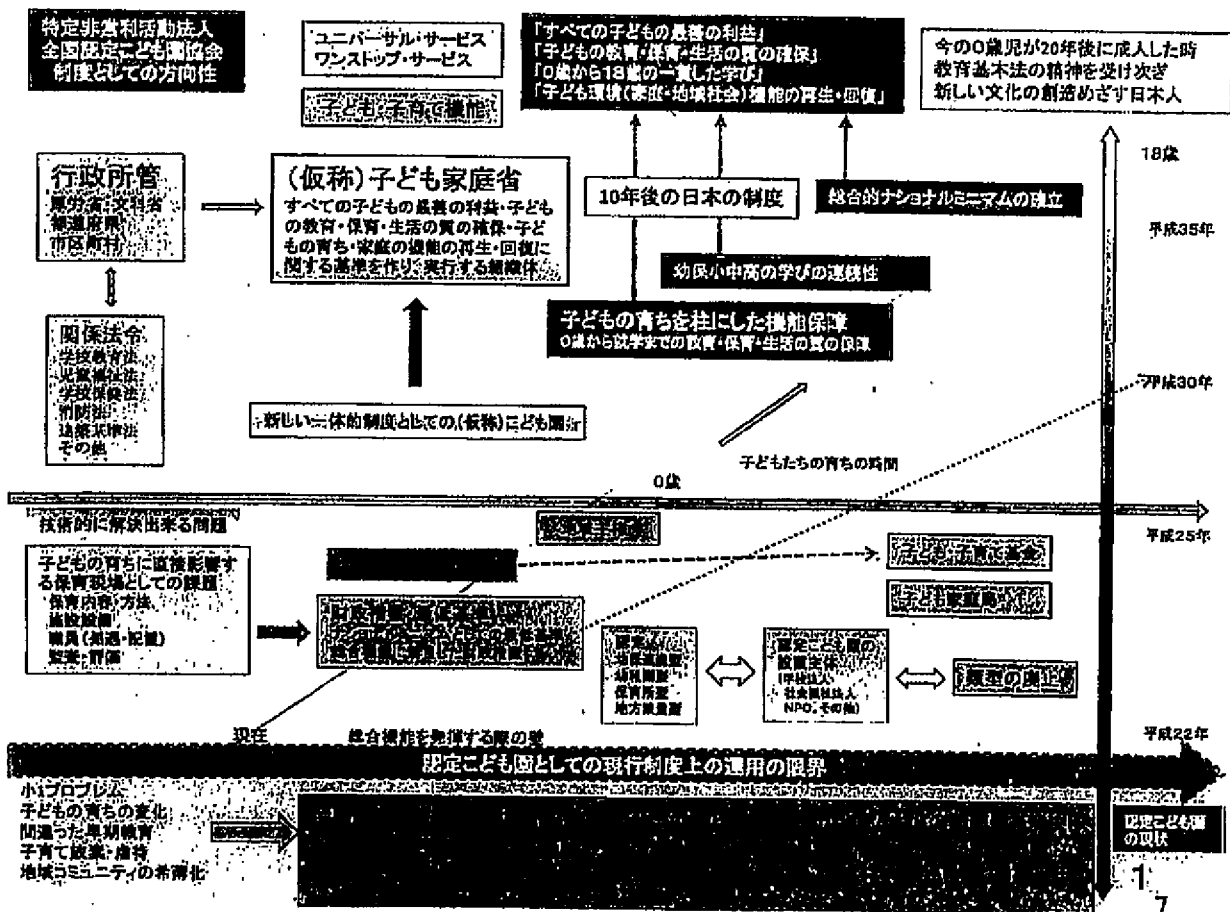
# 第7回 「子ども・子育て新システム検討会議」

## 「幼保一体化」のあり方

子ども子育て新システム=日本の未来のために

- 1 制度改革の方向性に関する協会試案
- 2 認定こども園の実践から見てきた課題
- 3 一体化に必要な具体的条件

### 特定非営利活動法人 全国認定こども園協会





**子どもの育ちを柱にした機能保障**

- ◆すべての子どもへの良質な保育環境を保障し、子どもを大切にす社会
- ◆出生・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆仕事と家庭の両立支援で、充実した生活が出来る社会
- ◆新しい雇用の創出と女性の就労促進で活力ある社会

相対的貧困率14.2% 7人に1人  
貧困化する子ども環境と幼児教育の可能性

(仮称)子ども園に期待される役割と責務  
 ・大規模単機能 ⇒ 小規模多機能&機能の総合化  
 ・子ども環境(家庭、地域社会)の機能の再生

教育・保育・子育て支援の理念の整理・総合化

- ①保育内容 → 幼保の総合機能を持った保育内容・方法の構築 ⇒ 認定子ども園の経験
- ②施設設備 → 子どもの育ちを保障する良質な空間と環境整備 ⇒ 認定子ども園の経験
- ③職員配置 → 0歳児は3対1、1歳児は4対1、2歳児は6対1を基本  
3歳児以上は15対1の世界基準の職員配置 ⇒ ヨーロッパ基準
- ④0~2歳児の育ち → 施設における要素形成(アタッチメント) ⇒ 科学研究
- ⑤保育者の資格 → 養護・教育・子育て支援を遂行できる保育者 ⇒ 幼保の資格・免許統合  
子育て支援士(仮称)の配置
- ⑥子育て支援 → 在宅子育て家庭における家庭保育の保障+WLBの確立
- ⑦保育者の環境整備 → 親支援・親教育+地域の再生+WLBの確立
- ⑧食育の観点 → 0歳児から18歳までの食と生活のあり方 ⇒ 食育推進行動計画の見直し  
名若(価値)ある役割を担っているという社会的な評価が必要
- ⑨監査・評価 → 質の維持・向上を図るための監査・評価 ⇒ 新たな評価システムの構築
- ⑩リーダーの責任 → 質を高めるための園長のリーダーシップの確立 ⇒ 園長資格の検討
- ⑪行政の責任 → 最低基準の維持にとどまらず、質の高いナショナルミニマムの確立  
市町村行政の責務と業務遂行能力の向上

ユニバーサル・サービス  
ワンストップ・サービス

子どもの育ちを保障するために必要な保育環境の整備・一体化に必要な具体的条件

**新しいナショナルミニマムの確立**

- ・新しいナショナルミニマムとしての最低基準
- ・総合機能に着眼した財政措置

## 学童保育(放課後児童クラブ)の量的拡大・質的拡充を図るために

### 公的責任による制度の抜本的な拡充と 予算の大幅増額を要望します

1 現在の国の学童保育の制度には、三つの問題点があります。  
量的拡大・質的拡充を図るために、制度の抜本的な見直しをお願いします。

① 学童保育を推進するための公的責任が弱い

→ 市町村の実施責務の強化を図ることが必要です

- ・現在の制度は「市町村の利用の促進の努力義務」のみ。  
「市の広報で児童募集があることを知らせる」だけでも良いことになっている。
- ・このことが、市町村間に量や質の格差が生じる原因となっている。

★ 都市部や地方など、「地域の実情」に応じて考えなければならないのは「量」の問題であって、「質」の問題ではありません。

★ 子どものために保障しなければならない「質」は、都市部や地方によって変わるものではありません(「子ども」「子どもの生活」「子どもの成長」は地域によって異なるものではありません)。

※ 学童保育の「質」の善し悪しを決めるのは、「保育時間」だけではなく、「指導員の仕事の質」「保育内容の質」です。「子どもの最善の利益」を保障する立場から、「学童保育の質」を考え、どの学童保育でも最低限の質が確保できる制度をつつてください。

② 最低基準が決められていない

→ 一定の水準を確保する「基準」が必要です

- ・最低基準だけでなく監督基準もない。国の「ガイドライン」ができたが拘束力がない。
- ・施設の広さ・職員配置・職員の資格は、子どもの生活と育ちを守るために欠かせない。

③ 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある

→ 学童保育の維持・拡充を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です

- ・学童保育の量的拡大と質的拡充を図るには、市町村ががんばってくれることが肝心です。国として、市町村が積極的に学童保育を整備していくことができる制度と予算措置が必要です。

## 2 「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本的方向」(4月27日)には、私たちが危惧する点があります。学童保育が本当に拡充される内容での制度構築をお願いします。

### ① 「市町村の自由裁量に任せる」ことに対する危惧

- ・これまでの国の制度そのものが市町村任せで、格差ができる原因となっていました。
- ・市町村に財源を保障しても、学童保育に使われる保障はありません。  
「住民がそういう首長や議員を選ぶのが悪い」「政策優先順位を高めさせれば良い」と言われるが、選挙の公約には「子育て支援を充実します」という抽象的なもので判断材料がありません。働きながら子育てしている世代に「そんな首長を選んだのみなさんが悪い」とは言えないのではないのでしょうか。
- ・学童保育と類似の「放課後の児童対策」を「一体的」「代わりに」実施することも、「市町村の自由裁量」となる危険があります。川崎市・品川区は、保護者の反対を押し切って学童保育を廃止（類似事業への統合）しました。横浜市・名古屋市・大阪市などは、学童保育の整備に消極的で、「全児童対策事業」の推進を優先しています。それも「市町村の自由裁量」で済ませて良いのでしょうか。

### ② 学童保育をどのような制度として構築するのか、明確な方向が示されていないことに対する危惧

- ・「小1の壁」「小4の壁」「保育時間の延長」なども含めて「制度の見直し」の具体的な内容が明らかになっていません。
- ・「子ども・子育てビジョン」で数値目標は出されていますが、「質の向上」についての具体策は明らかになっていません。
  - 国の「放課後児童クラブガイドライン」は、内容的に不十分な点が多くあります。特に、指導員に関わる課題（職員配置、勤務体制、勤務時間、資格、研修など）についてはほとんどふれられていません。
  - 厚生労働省は「指導員の処遇改善は必要」だと言われていますが、指導員の望ましい配置基準、勤務体制の拡充については言及されていません。また、指導員に対する資格制度を整備しなければ、学童保育の量的拡大と質的拡充を図るのはたいへん難しいことです。

### ③ 学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかという危惧

- ・子どものための施設である学童保育には、「安定性・継続性・信頼性」が必要です。
- ・利用家庭に補助する方式は、運営の安定性を欠く方法であり、少なくない学童保育が閉鎖に追い込まれる危険があります（利用数の変動が運営に大きく影響を与えます）。
- ・「安定性・継続性・信頼性」は、指導員の継続的勤務と信頼構築で担保されます。
- ・運営主体が変わりやすい制度（民間企業の撤退、指定期間が決められている指定管理者制度など）では、「安定性・継続性・信頼性」の保障は望めません。

「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する要望書<概要版>

保育園を考える親の代表 普光院 重紀

1 「公的保育契約」における国・自治体の責任および関与を法律に明記してください。

どのような制度になるにしても、保育の質・量（整備）に係る自治体の責任につき国が法律等に定めてきた内容は、新システムの中でも、必ず法律に明確に規定してください。

- a. 【国・市町村の保育の量（整備）に関する責任】 児童福祉法 24 条が改変されるようなことがあった場合、市町村の供給責任や主体性が後退することを心配します。保育を切実に必要としている子ども（家庭において日中の養育ができない、あるいは困難な子ども）の保育を必要量整備することは国および市町村の責任としてください。
- b. 【国・市町村の保育の質に関する責任】 国は、子どもの命および発達を保障する最低基準をナショナルミニマムとして全国に確保する責任をもち、自治体は国の基準を上回る水準を確保すべく努力すべきことを、法律に明記してください。そのために必要な財源の確保についても、国および市町村の責任を明確にし、地域主権の望ましい実現のためにも、自治体がナショナルミニマムを下回らないように国が支えるしきみを確保してください。
- c. 【都道府県・市町村の指導監督等に関する責任】 市町村もしくは都道府県は、域内の保育施設を指導監督する責任をもち、不適切施設に対して認可もしくは指定を取り消す権限を有し、利用者等からの苦情や紛争についても、子どもの最善の利益の観点から、市町村が相談を受け必要に応じ介入すること。加えて、運営の詳細な情報を開示することを施設に義務づけ、これを利用者等に提供することを市町村もしくは都道府県の責任としてください。

2 包括的な教育・支援を損なわない幼保のしきみを

保育所・幼稚園が対等に発展してきた日本の保育資源の特質を活かせるように、また、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障」という目的を具現化できるように慎重に検討してください。保育所機能はこれを低下させないことが重要と考えます。

- a. 【乳児保育・長時間保育の体制、将来の質の向上】 幼稚園の就労支援強化を図る場合には、乳児保育・長時間保育について、保育所と同様の体制を確保するとともに、近い将来、幼保ともに、より望ましい保育体制とすることを予定してください。（保育者の人員配置など）
- b. 【一日・一年を通じた教育保育カリキュラムの維持】 保育所の一日の生活のリズムが考慮された保育の組立て、長い保育時間を活かした教育内容（遊びの深まり、集団活動）、調理室を活用した食育、就労を前提とした家庭支援などが、幼保一体化によって損なわれてはならないと考えます。

c. 【児童福祉機能の維持】 児童福祉施設として保育所が果たしてきた機能（多様な子どもや家庭の受容、養育困難家庭の支援、地域の子育て家庭の支援）の重要性は、近年ますます大きくなっています。保育所の児童福祉機能（子ども支援機能）は、よりいっそう向上させる必要があると考えます。

d. 【細切れ・切り売り保育への警鐘】 日数・時間数によって小間切れに区分し従量的に料金を徴収する方式は、「質の高い幼児教育・保育」を保障する視点からも、子どもや家庭の状況に合わせ柔軟に支援を行う視点からも、不適切と考えます。子どもの生活のリズムや連続性を重視し、子どもと家庭に対して包括的な支援を行ってきた保育所のメリットを消失させないしくみである必要があると考えます。

### 3 「事業者のイコールフットィング」よりも「子どものイコールフットィング」を

a. 【営利の制限、公費は子どものために】 「イコールフットィング」という言葉は、施設整備費の運用を不公平とする意見等から出てきたと思われませんが、これらを同じ扱いにする場合には、給付される公費の使途制限（株主配当や他事業への転用を制限・禁止する）、行政の関与（指導監査その他）などの扱いも両者とも同様に徹底し、事業者の経営のやり方によって子どもの環境に格差が生まれないように、すなわち「子どものイコールフットィング」を重視することを理念として明確にしてください。

b. 【保育人材の確保育成、経済格差による子どもの選別の防止】 「子どものイコールフットィング」のためには、次のことが必要です。

- ・家庭の所得格差によって子どもの居場所が区分されないように、保護者が負担する保育料を公定価格とし、応能負担もしくは低負担とすること。

- ・保育士は、保育の質の最大因子。保育人材を確保育成するための人件費をどこの施設でも一定程度確保しなければならないとするルールを定めること。

- ・付加価値的保育（習い事保育など）を、別料金を徴収して行うことを制限すること（事業者が付加価値を開発することを競いあい、そこで利潤を挙げようとすることは、本来の就学前教育の趣旨から離れ、保護者の負担能力により子どもを区分することにつながる）。

### 4 待機児童の解消と財源の確保を先行させてください

- ・待機児童があふれる現状での制度変更は、子どもへのリスクが高く、入園手続の混乱を招きます。現行水準を守りながらの待機児童対策を何よりも先行させてください。

- ・財源の確保が十分に行なわれないまま、制度変更がされた場合、その影響は、保育の質の低下や、必要度が高い家庭が必要な支援を受けられない事態となつてはねかえってきます。将来にわたっても財源を確保する見通しを立てた上で、制度変更を行ってください。

## 子ども・子育て新システムの基本的方向(案)についての意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 奥山千鶴子

### ○幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供

・幼稚園・保育所のこれまでの歴史や文化を尊重しつつ、小学校入学前に子どもたちに必要な力を獲得できる社会的環境を保障する（くらしと遊びの質の保証=子どもの成育環境の保証）について、国民のコンセンサスが必要。十分議論を尽くして、「こども指針（仮称）」に反映させてほしい。

### ○仕事と生活の両立支援、多様なサービスの提供

- ・就労状況にかかわらず、両親ともに子どもに関わる時間が持てる社会の実現へ
  - ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス
- ・妊娠期から学齢期まで連続したケア・サービスの充実へ
  - 選択できる環境へ
  - 個別ケアができる環境へ

\*特に、多様なニーズにスピード感をもって対応できるよう、きめ細やかなサービス（サポート）提供の担い手としての NPO・市民団体の育成と行政との協働による実施がのぞまれる。

市民が自分たちのまちを主体的に変えていこうとする力=新たな公共を育まなければ日本の将来はない。

### ○待機児童の解消

- ・特に、待機児童の内容を分析し、認可保育所の集中する状況を変えていかななくてはならない。
- ・3歳以上は集団保育・教育で、3歳未満児は家庭的保育・地域子育て支援を充実させるとこで、認可保育所への集中をやわらげる。さらに 3歳未満児の家庭には、親も含めた家庭支援（相談援助）の充実を図る。
- ・幼稚園預かり保育の充実（質の確保、遊びの環境支援）

## 5つの視点からの制度改革について

### ○利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・子ども手当とサービス提供を自治体裁量に任せていいのか？子ども手当は子どもの育ち・学びに等しく配分されると捉えるならば、住んでいるところで金額が異なるのは問題ではないか？
- ・現金給付はわかりやすく、サービスの提供の方は担い手の育成含め時間がかかるために、自治体は現金給付を選択しやすいのではないか？

### ○基礎自治体による自由な給付設計

- ・子ども・子育てに関心にある自治体はいいが、そうでない自治体もあるのではないか？自治体に対して、事業評価やコンサルティングを行うような仕組みを組み込んだ方がいい。
- ・給付設計や運営に関しては、自治体職員のみならず、住民や子育て支援団体が政策決定の場にも関わられるような仕組みが必要。地方主権は住民主権である。

### ○子ども・子育て基金（仮称）特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・子ども・子育て基金（仮称）は、政府とは独立した専門機関として実施
- ・国レベルのサービスや給付などを協議する機関と基礎自治体ごとの機関で、取り扱う内容を区別。
- ・監査・事業評価の仕組みを組み込む

### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による事業負担

- ・国民のコンセンサスを得るために、消費税のアップなど、財源の確保が必要であること、将来につけを回さない覚悟を訴えていくべきと考える。

### ○新システム実施体制の一元化

- ・新システム実施体制の一元化は必要であるが、子ども家庭省（仮称）の創設は、社会保障や働き方についても考えていくべき。取扱範囲についてさらに議論が必要。



# 「待機児童解消に向けて」

—真に保育の質を向上した上で—

平成 22 年 6 月 4 日

株式会社 J P ホールディングス

山口 洋

今回の制度改革は多様な保育需要の拡大に対応するため、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充を図ることが大命題である。同時に限られた税金が投入されることから、効率的かつ効果的な制度にしなければならないと考える。

## 1、 多様な経営主体参入の促進

### ① 多様なニーズへの対応が可能になる

多様な主体の特性を活かした創意工夫が可能になる。

※一時保育、休日保育、夜間保育などへの対応

### ② 量的拡大のために必要

株式会社などが既に備えている資源を活用することにより、スピード感ある拡充が可能になると考える。

大規模な組織をもつ株式会社などには資金、人材募集能力、研修制度、労務管理能力が既に備わっている。これら既存の資本を活用することで、スピード感ある施設の拡充の要請に応えることができる。

### ③ 保育の質の向上

大規模な事業体の参入により、小規模社会福祉法人ではもちえない研修システムなどの活用で職員の質を向上する事ができる。また、福利厚生が充実しているため、たとえば育休などを取得しやすく、優秀な人材の確保が可能になる。

さらに、家族経営中心の社会福祉法人の場合、能力や向上意欲を有する職員でも主任や園長といった管理職に就くといった、処遇向上を図ることは困難である。大規模組織による経営によって処遇向上が可能となり、優秀な職員を育てることができ、保育の質の向上につながる。

## 2、 参入障壁

### ① 地方自治体の差別的取り扱い

多くの市区町村では既得権益団体などの圧力により、株式会社の認可保育所への参入を制限している。

⇒この場合、保育の質やサービスの競争が起きず、子どもや保護者の選択権を奪うという結果になっている。

### ② 配当について

株式会社（特に上場企業）の場合、社会的インフラである株式市場の活用は極めて効率的である。株式市場より調達した資金は元本返済の義務はない。安定的に資金調達するために一定の配当を支払うが、これも銀行などの間接金融の利息と比べ、事業者は有利な方の選択ができる。配当は銀行に対する支払いよりはるかに有利な利払いであると考えられる。

### ③ 運営費の使途制限について

余剰金の使途制限があるため配当に資金を振り分けられないばかりか、初期費用の回収もできない。

また余剰金といっても最低基準をクリアした上で、捻出された利益であり、いわば事業者の努力の結果である。当該事業は人件費の占める割合が高く、また事業規模が大きくなればさらに人件費率が増大する。一方で事業規模が拡大した場合、事務部門などの間接経費率や遊具購入費、食材費、教材費などの調達コストが大幅に低下することによって、運営効率を上げ余剰金を増大することができる。特に株式会社の場合、使途制限をなくせば、創意工夫やコスト削減の努力の結果捻出した余剰金の約半額は税金として財政に還流され、残りのうち一定額をリスク対応の（事業継続の）保険として積み立てた後、人材育成や質の向上のために本部経費として、直接的、間接的に研究開発に自由に余剰金を振り向けられる。

そもそも最低基準が守られる前提であれば、使途制限してもしなくとも質を担保できるはずである。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「基金（仮称）」のあり方に対し、多様な意見◆ ～子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会（第2回）～

内閣府は、6月10日（木）に「子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会 第2回会合」を開催しました。今回は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合の労使関係団体と、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方団体が出席し、意見を述べました。意見交換会の主な内容は下記のとおりです。

### 議事内容（敬称略、記録は事務局）

#### 1. 各団体からの意見発表

##### (1) 日本経済団体連合会（高尾剛正 少子化対策企画委員会企画部長）

- 子育て施策は公費対応が基本。現行内容では企業拠出には応じられない。
  - ・ 雇用者数に応じた拠出の仕組みは、雇用対策・起業活力の両面から問題。
  - ・ 幼児教育まで企業負担を求めるのは、拠出目的と給付内容の整合が図られない。
- 中央に費用徴収と給付を一元化する基金／特別会計は必要ない。
  - ・ 行政のスリム化と透明性の確保に取り組む政府方針に逆行する。
- 官庁内で決めてしまわずに、子ども・子育て新システム検討会議で制度設計を含めて慎重に検討してほしい。

##### (2) 日本商工会議所（田中常雄 少子高齢化問題委員会副委員長）

- 幼保一体化、「保育に欠ける」文言の見直し等については評価する。
- 日本商工会議所が提起している「ファミリー・ポリシー」の視点に立った検討を図ってほしい。  
→（参照）『「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望』
- 検討経過の明確化
  - ・ 既存制度のレビューがどのように行われたのか、明らかにすべき。
  - ・ 「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付」の2階建てに分けた理由を明確に
  - ・ 特別会計/基金を設けた理由を明らかにすべき。
- 中長期的な歳入・歳出にもとづく負担の検討  
新システムの財源については、子ども・子育て分野単独で議論するのではなく、社会保障制度や成長戦略、財政支出の優先順位、中長期的な見通しなどを明らかにしつつ、歳入・歳出をパッケージで総合的とらえて検討するべき。

- 継続的な検討の必要性
  - 事業主負担金は、赤字法人でも拠出を負担しなければならず、とくに大半が赤字となっている中小企業では負担感が大きい。
- (3) 日本労働組合総連合会（中島圭子 総合政策局長）
  - 「子育て基金（仮称）」構想として連合が求めてきた方向性に大方一致するものであり、高く評価する。
  - その上での要望として、下記の点を求める。
    - \* 労使、利用者、提供者等、子ども・子育てに関わるステークホルダーが参画する「子ども・子育て会議（仮称）」の設置を図り、事業の企画や実施、評価・監督にステークホルダーが参画できるような仕組みを図るべき。事業企画とお金の使われ方等の「見える化」を図ってほしい。
    - \* 新システム設計プロセスにおいても、ステークホルダーが参画する会議を設置し、検討を図ってほしい。
    - \* 新システムが施行されるまでの間、保育サービスの基盤整備を集中的に実施するとともに、「安心こども基金」等を継続・拡大するべき。
  - 新システムの基本的方向性
    - ・ 現物給付と現金給付のバランスを取る。
    - ・ 切れ目のない包括的な子育て支援サービスを
  - 幼保一体化については、「幼保一体化」施設は第三の保育類型と位置づけ、当面は幼稚園と保育所の制度は残すべき。
  - 国と地方の役割について
    - ・ 現金給付は国が運営責任を負う。財源のあり方については、労使等ステークホルダーが参画し速やかに検討するべき。
    - ・ 現物給付については、基礎自治体の実施責任を負い、国は最低基準（ナショナルミニマム）を根拠に財源を保障する。
  - 子ども・子育て新システムの構築による経済効果と成長戦略については、効果が高いと考えている。
- (4) 全国知事会（尾崎正直 高知県知事）
  - 子育て支援策は現金給付と現物給付のバランスを取ることに
  - 国と地方の役割分担を明確にした制度設計を行うことが必要。
    - ・ 子ども手当など全国一律の現金給付は、国が全額負担するべき。
    - ・ サービス給付については、地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべき。
    - ・ ただしサービス給付であっても、全国一律で国が責任をもって実施しなければいけない妊婦健康検査や乳幼児医療などについては、国の責任による実施とし、全額国による費用負担とするべき。
  - 働き方の見直しも含めた検討をすることが必要。
  - 基本的方向について
    - \* 方向性として理解できる点：
      - ・ 現金給付とサービス給付を総合的に展開しようとしていること
      - ・ 地方の裁量権の拡大に一定の配慮が見られること
      - ・ 子ども施策を総合的に拡充しようという方向が感じられること
      - ・ 幼保一体化について、国民的な理解を前提に、保育所と幼稚園の垣根をなくした一体化をめざす方針であれば理解できること。
    - \* 問題点：
      - ・ 都道府県の役割が不明確
      - ・ 基金の造成について、必要な財源を確保すること
      - ・ 「現金給付は国、サービス給付は地方」という基本的な考え方が、基金の一本化では担保されない。地方が必要なサービスを提供する財源が確保されない懸念がある。
  - 新たな制度構築をする際には、予め地方公共団体に十分な説明を行ったうえで意見を聴取すること

## (5) 全国市長会（清原慶子 三鷹市長）

- 制度構築の過程では基礎自治体（市町村）との協議を十分に
- 「地域主権改革」が子育てに関する課題解決のために万能とは言えない。
  - ・ 新制度を全国的に格差なく浸透させるためには、「ナショナルミニマム」、子ども本位の趣旨から表現するならば「チャイルドミニマム」の維持・引き上げが絶対的に必要条件である。地域主権改革とともに、国による子ども子育て支援サービスの「質の向上」に向けた関与や責任・責務は引き続き求められる。
  - ・ 地域主権改革と一般財源化がセットで議論されることがあるが、地域主権改革が、財政的な面で国の責任・責務の縮減を前提とするものであってはならない。
- 「ワークライフバランス」と「未来への投資」の実現
  - ・ 新システムの検討にあたっては、「ワークライフバランス」の浸透と実現に向けた国のリーダーシップ、その理念の共有に基づく各省庁間の連携、企業および労働組合間の連携のもとに、具体的な施策や事業が行われる必要がある。
- 現金給付としての子ども手当と、現物給付としての子育て支援関係環境整備との、財政的なバランスのとれたあり方の検討を求める。  
→（参照）「子ども手当に関する決議」（全国市長会）
- 一人の子どもも排除されない制度の構築を  
「公的保育契約」を前提として制度構築をすることが想定されるが、「契約」関係を結ぶ際に、障害があつたり虐待待児であつたり、保護者のメンタルヘル스에課題があるような子育て家庭が排除されないように、むしろ適切に支援されるような仕組みとすることが必要。

## (6) 全国町村会（齊藤正寧 井川町長）

- 子育て支援策は、町村ではそれぞれのニーズにあわせて進めてきた。今回の制度改革議論は、これらのサービスの見直しをする機会であると考えている。
- 子ども手当を基礎自治体に制度設計も含めて委ねるのであれば現場は大混乱する。国の責務で行うべき。
- 国と地方の役割分担
  - ・ 現金給付は国の責任で、現物給付は地方で、ということ徹底すべき。
  - ・ 現物給付の設計に国の関与をする部分は最小限とするべき。
  - ・ 市町村の自由度の拡大とそのための財源を保障すべき。児童人口減少地域への配慮をお願いする。
- 幼保一体化等については、現場に混乱を生じないように、慎重な議論をお願いする。

## 2. 意見交換会

泉政務官）まさに検討過程にある中なので、こういう場所で議論を交わしながら、作っていかればと考えている。今日、出てきた論点としては、基金の創設、基金の運用の仕方、国と地方の役割、および子ども手当についてということに整理ができると思う。経団連は基金は必要ないという意見を述べていただいたが、連合ではぜひ必要としている。まずはなぜ連合が必要と考えているかお話しいただきたい。

中島（連合）基金としてお金をプールすることを目的とするのではなく、現在、いくつかのお金に分かれている子ども・子育て関連のお金を「見える」ようにしていくこと、そしてそのプロセスにステークホルダーとして関与することが必要と考えている。

泉政務官）関与をすることについては経団連も賛成していると思うが、どうか。

高尾（経団連）事業主拠出金については、今まで事業主、企業は何にどう使われているかも知らされておらず、またその使い方に関与することもできない。このことが課題であると考えている。今回の基金は6～7兆円になるということだが、不足すれば基金を増やそうということだけに陥りかねないことを懸念する。

田中（商工会議所）中小企業では、労使で分けられるという割り切り方はできない。被雇用者の子育て支援に十分に関わってきていると思っている。

泉政務官）経団連はPDCAサイクルには参画したいが、すべてに関与したいということか。

高尾）すべて関与させろということではないが、行政がすべてを決めてしまうというのは違うのではないかという思いがある。

泉政務官) 肥大化するのではないかという懸念については、連合はどう考えるか？

中島) 新たな行政組織ができて重たい組織になるとは思っていない。そこにステークホルダーが参画できるということが大切。

尾崎(全国知事会) 正直、なぜ「基金」なのかはわからない。総合的に拡充しようとしている点は評価しているが、拠出金がまぜこぜにされてしまった際に、支出対象や使い方などがきちんと整理できるのが課題。特別会計にすると、硬直化してしまわないかということも課題。「基金」という仕組みは、メリット・デメリットがあるので、十分な検討が必要。

清原(全国市長会) 子ども・子育て支援に国が力を入れていることが国民に見えるということはメリットがある。地方自治体が住民のニーズに合った運用を可能とするのであれば、そのための基準をどのように作って、どのように担保されるのかということが課題であると思う。一括交付金の議論もされているが、期待する部分とそうでない部分がある。財源の使い方等に対しても、ガイドラインのようなものは必要なのではないか。安心子ども基金の活用を図る中で、プラスになった部分もあるが、実際には使い勝手が悪く使えない部分もあった。客観的な公費の仕組みと、格差なく質を担保する仕組みが必要。

斉藤(全国町村会) 秋田県では一度、子育て支援に関する税を導入しようとしたが、難しかった。毎年、一定額を積んで一元化していくということはわかりやすいと思う。ただ町村においては、事務的なことも含めて特別会計にする意味合いがどこにあるのか、という思いがある。

尾崎) 新システムの考え方では、子ども手当の財源も基金の中に入っている。子ども手当の全額国庫負担ということ担保する意味で、2階建て給付になっているのか。

泉政務官) この場で子ども手当の設計をすることになっていない。四大臣会合にゆだねられている。ただ費用の中に含まれていることは事実。全国知事会が言っている現物給付の中で国が関与するところはということか。

尾崎) 国として担っていただかないといけない部分もあるということ忘れられては困る。

小川政務官) 地方にゆだねられては困るということはあるのか。

斉藤) 町村としては、隣の町村と違うというのは困るというのは事実。町村が財源ないなかで、さらに子ども手当も地方に任せるとするのは国の逃げだと思う。

清原) 昨日、全国市長会が出した子ども手当に関する意見書に、小川政務官が言われたような「苦渋」が表現されている。1点目はシステム開発経費、事務経費については地方自治体の負担を減らしてほしい。2点目としては、自治体の考え方によっても、考えは違って、たとえば自分の市では1万3千円だけど、隣の市では他のものに使いたいので1万円というのは、住民にとってはなぜ違うのかという思いが生じる。均一にする部分と、地方にゆだねる部分があるのではないか。

尾崎) 子ども手当の金額が自治体に委ねられてしまうと、競い合って高くしていくのではないかと懸念する。

泉政務官) この2階建てという構想はそのような意味合いではない。事務方で説明を。

香取審議官) 子ども・子育て施策には、親が働いている、いないに関係なく、あまねく地域の子どもの育ちを支援するサービスという側面と両立支援という側面があるだろうと考えている。同じ子育て支援だけど、対象者(必要度の判定とそれに応じた保育サービスの給付)や育児休業と表裏の関係もあるので、大きく2つに分けられるだろう。切り口も大きく違ってくるだろうということで、1階部分、2階部分に分けている。

泉政務官) 子ども手当の基礎的な部分まで自治体の自由で決めてほしいということは現段階では考えていない。1万3千円のプラスアルファの部分はどうするか、保育サービスの供給整備等をどう考えるかは今後の議論。また経団連が言われたようになぜ幼児教育までに企業主が負担しなければいけないのか、と言われたが、幼保一体化に向けて進めていく方向性のなかで、幼児教育も普遍化していくことを考えている。

高尾) 幼保一体化するにしても、保育所運営費等の財源的なバックアップをはっきりさせていかなければいけない。基金の創設については、天下りの温床になったりすることや基金を増設することが目的になっていくのではないかと、また権限をひとつにしてしまうことで、逆に子育て支援策の広がりなくなるのではないかと懸念する。

泉政務官) 基金はプールしていくことを目的にしているものではない。例えば、人口割りで分配するというを基本に、今までバラバラになっていたものを、一つにまとめた上で、自治体に配

分していくことを考えている。

香取審議官) 財源を一元化するということが目的であるので、区分経理することが必要。基金にお金をプールする仕組みということには考えていない。子どもの数そのものは今後、微減することを考えると、急激に資金が不足することは考えにくいので、プールしなくても大丈夫であると考えている。配分していくことを前提にしており、たまる仕組みとは考えられない。渡し切り・使い切りの給付金として考えている。

斉藤) 急な財源の必要性は対応できないということか。小さい自治体にとっては、かなり厳しい仕組み。

泉政務官) 施設整備費ということか? それ以外に急に必要になることはあるか?

斉藤) 子どもが一人増えても保育士が必要になることもある。財源が乏しいなかで、急に対応を図りたいと思ってもできないような仕組みになってはいけない。

尾崎) 1万3千円は現金給付ということは全国一律で国が全額負担ということを決めてほしい。子どもの数が安定しているというのは、全国レベルの話。自治体レベルではマンションができた、工場が撤退したということで、子どもの数は大きく変わることもありうる。また、使い切りという制度にした場合、使い切れない自治体もあるのではないか。

高尾) 特別会計である児童手当勘定には現在、相当な額がたまっているのではないか。渡し切りの性格にしてしまうと、拋出している方としては課題を感じる。

香取審議官) どういう設計をするかにもよるが、子どもの数の変動にみあって動かせるように拋出率のあり方を緩やかにすることを考えていくことが必要。

尾崎) 固定費と流動費があるので、そのことも忘れずに。子どもの数だけで配分されてしまうと固定費が不足することも想定される。

泉政務官) もちろん純粋に子どもの数だけで配分を考えるわけではないことは前提。施設整備費等、必要な経費は出せるように仕組みを考えたい。

小川政務官) 特別会計を設けるということは、別会計にするということだが、別枠に確保していることで勢力として既得権をもたらずということはどういうことか。

清原) 純粋に子どもの数で配分されてしまうと、0~2歳が多い地域と3歳以上が多い地域、また待機児童が多い地域とそうでない地域で必要経費は違う。国民・市民が不公平感を持ってしまったらいけないので、平等なところは平等にして、自治体の自由度、創意工夫をどのようにするのが課題。子どものための経費を高齢者や障害者の施策と取り合いをするようなことはしたくない。また、企業の理解がないと制度構築は難しい。経団連、商工会議所の皆様が、企業として子育て支援策として何ができるのか、我がこととして考えていけるようにしていかなければいけない。また基礎自治体についても、企業に理解してもらえるように工夫をしていかなければいけないということを感じた。

田中) 基金については、その使い道も検証するような仕組みを構築するべき。従来型のサービスメニューで良いのか、もっとつつこんだ議論をしてほしい。

中島) まさにこのような議論を重ねてほしい。今あるものをきちんと使っていくことと子どもを社会として育てていくために、現行制度をきちんと検証し、その検証の上ですべての子ども・子育て支援に必要な制度を構築していくべきである。

高尾) 「見える化」をはかることが非常に大切だと思う。

泉政務官) 大変、貴重なご意見をいただいた。都道府県と市町村の役割分担も今後、つめていかなければいけない。地域主権ということと、自治体の中で市民の民意をどう育てていくのかということも考えることも、今後、必要なのではないかと。公平感・不公平感ということが何を示すのか、考えていく必要がある。成長戦略や新システム検討の中であわせて考えていき、示していきたい。

尾崎) 都道府県、市町村の役割が明確にならないと財源の問題もつめていけない。ぜひ慎重な議論をお願いする。

## ◆企業やNPO等も「新しい公共」の担い手と位置づける◆ ～「新しい公共」宣言～

6月4日に「新しい公共」円卓会議（鳩山由紀夫前総理大臣開催）は、『新しい公共』宣言を公表しました。

『新しい公共』宣言では、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が当事者として参画し協働すること、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの協働の場が「新しい公共」である、としています。とくに企業やNPO等を「新しい公共」の重要な担い手として位置づけ、利潤を上げることだけを追求するだけでなく、「社会的リターン」を考えていくことが重要であるとしています。また一方では、制度改革や運用方法の見直し等を通じて、政府の関わり方を見直すことを求めており、「これまで政府が独占してきた領域」を「新しい公共」に開くべきとしています。

今後は、菅直人総理大臣のもと、政府として「新しい公共」の実現に向けて努力することを表明していますので、どのように具体化が図られていくのか、注視が必要です。

※ 『新しい公共』宣言は首相官邸HPに掲載されています。  
<http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryoku/22n8kai/22n8kai.html>



子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会  
(第2回会合)

平成22年6月10日(木) 17:30～19:00  
中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

議 事 次 第

1. 団体からの意見発表

- ・日本経済団体連合会  
高尾 剛正 少子化対策委員会企画部会長
- ・日本商工会議所  
田中 常雅 東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
- ・日本労働組合総連合会  
中島 圭子 総合政策局長
- ・全国知事会  
尾崎 正直 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー  
(高知県知事)
- ・全国市長会  
清原 慶子 東京都三鷹市長
- ・全国町村会  
齋藤 正寧 行政部会長(秋田県井川町長)

2. 意見交換

[配布資料]

資料1 子ども・子育て新システムの基本的方向

資料2 各団体提出意見

# 各団体提出意見

## 目 次

○ 日本経済団体連合会	..... P. 1
○ 日本商工会議所	..... P. 3
○ 日本労働組合総連合会	..... P. 5
○ 全国知事会	..... P. 7
○ 全国市長会	..... P. 9
○ 全国町村会	..... P. 11

# 「子ども・子育て新システムの基本的方向」に対する意見

2010年6月10日

(社)日本経済団体連合会

少子化対策委員会企画部会長 高尾 剛正

## 1. 経団連の主張

- (1) 重点的な公費投入による子育て支援関連予算の拡充。全国民で支える消費税を中心に安定財源を確保すべき。
- (2) 特別会計（あるいは基金）の創設には反対。内閣府に「子育て会議（仮称）」を創設。子育て支援施策の推進状況を包括的に「見える化」し、重点施策や予算編成方針を策定。

## 2. 「基本的方向」に対する疑問【●経団連会合（5/17）での泉政務官の説明を踏まえたもの】

### (1) 子育て施策は公費対応が基本。現行内容では企業拠出には応じられない

- 「厚生年金・雇用保険等に上乘せし、新たに拠出を求める仕組みを想定」

⇒ 雇用者数に応じた拠出の仕組みは、雇用対策・企業活力の両面から問題。

子育て支援関連の企業拠出は既に約6000億円（こども手当、育児休業給付、出産育児一時金、放課後児童クラブ等）。

- 「両立支援に関わる『両立支援・幼児教育給付』に企業負担を」

⇒ 幼児教育も含む給付に企業負担を求めるのは、拠出目的と給付内容の整合が図られない。

⇒ 施策の効率性検証や意見反映ができないこと、地方からの費用請求のまま拠出を求められること、将来的な給付規模の見通しが不明なこと等、「基本的方向」の形では拠出には応じられない。

### (2) 中央に費用徴収と給付を一元管理する基金／特別会計は必要ない

- 「行政の肥大化や無駄につながらない仕組みを目指す」

⇒ 6～7兆円規模の巨大な特別会計を無駄なく運営するための具体的な方策が不明。行政のスリム化と透明性の確保に取り組む政府方針に逆行する旧来型の施策の再来。

⇒ 一般会計から必要な予算を確保し、次世代育成支援対策交付金等を活用し、地域実情を踏まえ給付や配分を決定する形で基礎自治体に包括的に交付すれば足りる。

### (3) 子ども・子育て新システム検討会議で、制度設計に至るまで引き続き慎重に検討願いたい

- ・ 子育て支援関連予算の負担状況（国・地方自治体・事業主・本人）と執行状況を明示した上で議論を

### (4) その他の検討すべき事項

- ・ 「施設整備費の在り方や運営費の用途範囲等の一定のルール化」の具体的内容  
⇒ 新規参入を積極的に促すルール作りを期待  
（施設整備助成にあたってのイコールフットイング、剰余金の株主配当等）
- ・ 保育サービス等のサービス提供価格の柔軟性の担保

以上

2010年6月8日

## 子ども・子育て新システム構築に向けた要望

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌

日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、以下の点を要望します。

### 1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとしていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

### 2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

以上

## 「子ども・子育て新システムの基本的方向」についての意見

### 1. 基本的方向に対する評価

- 出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現する「目的」、すべての子ども・子育て家庭に必要なサービスを提供する「方針」については賛成。
- 一方、子ども・子育て支援施策は公費対応を原則とすべきであり、「特別会計・基金」の創設には反対。

※ 子ども・子育て新システム構築に向けた要望（裏面ご参照）

### 2. 今後の検討にあたって留意すべき事項

- 基本的方向については、以下のような留意すべき事項があるため、「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策を期待する。

※ 「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望（裏面ご参照）

#### (1) 検討経過の明確化

既存制度のレビューがどう行われたのかを明らかにすべきである。また、「基礎給付（1階）」と「両立支援・幼児教育給付（2階）」に分ける明確な理由、「特別会計・基金」を設ける明確な理由等が不明であり、基本的方向作成の検討経過を明らかにすべきである。

#### (2) 中長期的な歳出・歳入に基づく負担の検討

基本的に新システムの財源は、子ども・子育て分野単独で議論するのではなく、社会保障制度や成長戦略、財政支出の優先順位、中長期的な歳出見通しなどを明らかにしつつ、歳出・歳入全体をパッケージで総合的に捉えて検討すべきである。

その際には、企業の公的負担の国際水準などにも留意すべきである。

#### (3) 継続的な検討の必要性

新システムの成長戦略への貢献として「雇用の拡大」、「多様な子育てサービスの拡充」、「所得の増」、「将来の経済社会の担い手の増」を挙げているが、これらに対して、どの程度の貢献なのか定量的裏付け等を提示し、それに基づいた継続的な検討が必要である。

また、「児童・家族関係社会支出」の中の事業主負担については、赤字法人でも拠出を負担しなければならず、特に、大半が赤字となっている中小企業では、負担感が大きいことも留意すべきである。

以上

2010年6月8日

## 子ども・子育て新システム構築に向けた要望

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌  
日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、以下の点を要望します。

### 1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとしていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

### 2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

## 「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望（概要）

東京商工会議所  
平成22年5月27日

### 1. 少子化対策予算の拡充

人口力の強化（子どもの増加）は、国の発展の礎であるとの観点に立ち、わが国の少子化対策予算を、OECD諸国平均並みの対GDP比2%を目標とすべき。また、待機児童が多い地域における保育所整備を早急に進めるとともに、3歳未満児の保育所定員増、病児・病後児保育の拡充、放課後子ども対策事業（延長時間を含む）の拡充などに予算を重点配分して、効果的な少子化対策を実施すべき。

### 2. 「保育に欠ける要件」等の廃止

すべての子どもが、保育所や放課後児童クラブを利用できるように、「保育に欠ける要件」等を廃止すべき。

### 3. 幼保一元化等の推進

保育所では待機児童が発生している一方で、幼稚園では定員充足率が7割を下回っている状況を改善するため、既存の幼稚園の活用を図り、幼保一元化を進めるべき。また、待機児童が1・2歳児に多いことや「小1の壁」など、施策の切れ目での課題が指摘されていることから、制度設計・運用および予算を体系的に行える体制を整備すべき。

### 4. きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等

地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さ）などに対する国から地方への権限移譲を進めるべき。一方で、自治体によっては認可保育所の設置・運営事業者を社会福祉法人に制限しているものの、多様な担い手を確保するため、社会福祉法人に限定する事業者要件を廃止すべき。

### 5. ワーク・ライフ・バランスの推進

中小企業における育児休業中の代替要員確保支援のため、助成金の増額を図るべき。また、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を評価するため、低利の融資制度や公共入札における加点評価などのインセンティブ付与を、国を含めて全国的に広がるよう努めるべき。

### 6. 「子ども手当」の仕組みの見直し等

限られた予算の中においては、保育所等の社会基盤整備などの現物給付と、「子ども手当」との最適配分を検討すべき。また、「国外に居住する外国人の子どもへの支給」などの指摘を踏まえ、公正性・効率性に留意し、わが国の人口政策として妥当な仕組みにすべき。

企業は、事業主拠出金や法人税等による少子化対策予算を負担しているほか、家族手当や住宅手当を支給して子育て世帯の従業員を支援している実態を踏まえ、事業主拠出金を廃止すべき。

2010年6月10日

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ主査  
内閣府大臣政務官 泉 健太 様

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 中島 圭子

## 「子ども・子育て新システム」の基本的方向とシステム設計にあたっての留意点

「子ども・子育て新システムの基本的方向」で示されたシステムは、子ども・子育てに焦点をあてた初めての仕組みであり、連合が提案する「子育て基金（仮称）」構想の中で実現を求めてきた仕組みとも大方一致するものです。高く評価するとともに、今後の制度設計にあたっては、次の事項を留意されることを要望します。

### 1. ステークホルダーの参画

- (1) 子ども・子育て支援策の所管府省の下に、労使、利用者、子育て支援サービスの提供者等、子ども・子育てに関わるステークホルダーで構成される「子ども・子育て会議（仮称）」を設置する。「子ども・子育て会議（仮称）」は、法律に基づき、報酬水準、認可要件・指定要件、その他必要な社会的規制や支給要件を決定（勧告）する権限が与えられる。
- (2) 基礎自治体レベルに、「子ども・子育て会議（仮称）」と同様の構成による「地域子ども・子育て会議（仮称）」を設置する。「地域子ども・子育て会議（仮称）」は、地域の独自事業（上乘せ、横出し）や、地域の子ども・子育て支援事業全体の実施水準を評価・監督する。

### 2. 新システム設計プロセスへのステークホルダーの参画

2011年通常国会への法案提出に向けての新システムの詳細設計、および2013年度本格施行までの整備基盤等を検討するため、内閣府に、労使等ステークホルダーが参画する会議を設置する。

### 3. 新システム本格実施までの基盤整備

新システムが施行されるまでの間（2011～2012年度）、保育サービス等の基盤整備を集中的に実施するとともに、現行のサービス水準が後退することのないよう、そのための財源として、例えば「安心こども基金」による「こども交付金」を継続・拡大する。

### 4. 新システムの給付設計

- (1) 新システムは、原則、子ども・子育てに関するすべての施策を対象とする。
- (2) 現物給付と現金給付のバランスをはかる。現物給付については、妊娠、出産に関わるサービスから、保育、放課後児童クラブ、各種子育て支援サービスまで、切れ目のない包括的なサービスの提供を担保する。

① 現金給付

- 社会手当（子ども手当（児童手当）、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当）。すべての子どもの育ちの支援を目的とした給付。
- 就園奨励費
- 育児休業給付、出産手当、出産一時金（現物給付化）

② 現物給付

- 保育をはじめとする多様なサービス（認可保育所、家庭的保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等）
- 就学前教育（幼稚園）
- 幼保
- 地域の子育て支援（児童館、つどいの広場、一時預かり等の児童育成事業）
- 障がい児保育等
- 社会的養護
- 母子保健

5. 幼保一体化

「幼保一体化」施設は「第3の保育類型」と位置づけ、認定こども園における4類型のうち幼保連携型の制度と実践を基盤に検討する。当面は、幼稚園と保育所の制度は残す。

6. 国・地方の役割

- (1) 現金給付については、国が運営責任を負う。子ども手当を含めた、財源のあり方についても、労使等ステークホルダーが参画するかたちで速やかに検討する。
- (2) 現物給付については、生活拠点である基礎自治体の実施責任を負い、国は最低基準（ナショナルミニマム）を根拠にその財源を保障する。現行認可外の多様な保育サービスについては、一定の実施基準を設け、その基準に沿って財源（公費投入）を保障する。

7. 恒久的財源の確保

近い将来には、子ども・子育て財源として OECD 加盟国の平均（対 GDP 比 2% 以上）並みを確保する。恒久的な財源を確保するまでの間は、現物給付と現金給付のバランスをとり、保育、放課後児童クラブ等の現物給付の基盤整備を優先する。その上で、現行の利用者負担のあり方を見直し、負担軽減を図る。

8. 子ども・子育て新システムの構築による経済効果と成長戦略

- (1) 女性労働力の確保と就業率の向上、および子育てサービスにおける雇用創出
- (2) 共働きをセーフティネットとするとともに、ワークライフバランスの実現による生活と労働の質の向上
- (3) 将来の経済社会の担い手の増大（少子化対策、次世代育成支援）
- (4) 雇用増、可処分所得の拡大による内需拡大

以上



## 「子ども・子育て新システムの基本的方向」について

平成22年6月10日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチーム

### ◎ 望まれる子育て支援施策のあり方について

- 1 子育て支援には、現金給付とサービス給付がバランスよく総合的に実施されることが重要であり、全体としてその費用対効果を考慮しながらその仕組みや水準を決めること。
- 2 国と地方の役割分担を明確にした制度設計
  - (1) 子ども手当など全国一律の現金給付は、従来から主張してきたとおり、国が担当し、全額を国が負担すべきであること。
  - (2) 「現金給付は国、サービス給付は地方」の観点から、サービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべきであること。
  - (3) サービス給付であっても、本来全国一律の基準で国が責任を持って実施しなければならない妊婦健康診査や乳幼児医療などについて、国の責任及び費用負担を明確にすること。

その上で、病児・病後児保育、保育所整備、放課後児童対策など、医療、福祉、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付については、それぞれの地域の実情に応じた形で地方自治体の裁量のもと、創意工夫により地方が担うことを可能とすることが求められること。

その場合、今後増大すると考えられるサービス給付については、地方への新たな財政負担が将来にわたって生じることのないよう、国として制度的な担保を講じることが必要であること。
- 3 人口減少を抑制し安定的で持続可能な社会とするためには、現金給付、サービス給付と働き方の見直しを視野に入れた総合的な検討が必要であること。

## ◎ 子ども・子育て新システムの基本的方向について

### 1 方向性として理解できる点

- (1) 現金給付とサービス給付を総合的に展開しようとしていること。
- (2) 地域の裁量権の拡大に一定の配慮が見られること。
- (3) 子ども施策を総合的に拡充しようという方向が感じられること。
- (4) 幼保一体化については、国民的な理解を前提に保育所と幼稚園の垣根をなくした一体化を目指す方針であれば理解できること。

### 2 問題点等

- (1) 地方が地域の実情に応じたサービス給付を責任持って確実に提供するには、財政面やサービス水準の確保などの観点から、都道府県が、保育所の広域入所に係る調整、病児・病後児保育に係る調整などの広域調整や、専門性、先進性のある取組等において役割を果たすことが不可欠である。このような都道府県の役割を明確にしたうえで、国・県・市町村の財政負担のあり方を議論することが必要であること。
- (2) 基金の造成について、これに必要な財源を確保すること。  
例えば、「制度設計のイメージ」では、財源確保の一つとして、「税制改革」による税収で国及び市町村に「次世代育成支援特別会計・基金／金庫」（以下、「基金」という。）を作ることになっているが、特に都道府県に関して、税制改革などにより必要な財源を確保すること。
- (3) 現金給付とサービス給付の財源を一本化した基金の創設について
  - ・ 「現金給付は国、サービス給付は地方」という基本的な考え方が、基金への一本化では担保されないこと。
  - ・ 地方が必要なサービスを提供する財源が確保されない懸念があること。
  - ・ 地域主権戦略会議において検討されている一括交付金化の議論と共に検討していくことが必要ではないか。

### 3 地方との協議

事業実施主体である地方公共団体の意見を十分反映できるよう、国と地方の協議の場を通じ地方と協議を行うこと。

なお、本事案のように、新たな制度を構築する場合などには、予め地方公共団体に十分な説明を行ったうえで意見を聴取すること。

「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する意見

東京都三鷹市長 清原 慶子

1. 制度構築の過程では、基礎自治体（市町村）との協議を十分に

「子ども・子育て新システムの基本的方向」の「目的」や「方針」が志向する内容は、基礎自治体（市町村）が今後目指すべき方向と大きな差異はなく、基本的に同意できるものと考える。

言うまでもなく、実際に子ども・子育て家庭と向き合い、様々な支援を実施する現場を担当する中心は基礎自治体にある。そこで、制度を実効性のあるものとするために、本日の取組のように、制度設計・制度構築にあたっては、制度を運営する先端にある基礎自治体の声を聞き、丁寧に協議しながら進めるようにしていただきたい。

2. 「地域主権改革」は当然の方向性とはいえ、「地域主権改革」が子育てに関する課題解決のために万能とは言えない

子ども・子育て支援に関する諸事業を、「地域特性や地域事情」を十分に尊重しながら、市民、事業者、NPO等の多様な担い手と協働して推進していくためには、諸事業に関する権限及び財源を自治体に移譲（移行）すること、すなわち地域主権改革の実現は当然の方向性と言える。

しかしながら、新システムの制度構築と推進を国家的重要な課題として捉えれば、多様なニーズに即した自治体での創意工夫に満ちた施策の実施と展開とともに、新制度を全国に格差なく浸透させていくためには、厚い意味での「ナショナル・ミニマム」、子ども本位の趣旨から表現するならば「チャイルド・ミニマム」の維持・引き上げが絶対的な必要条件である。地域主権改革とともに、国による子ども子育て支援サービスの「質の向上」に向けた関与や責任・責務は引き続き求められるものである。

また、往々にして、地域主権改革と一般財源化がセットで捉えられることもあるが、地域主権改革が、財政的な面での国の責任・責務の帰属を前提とするものであってはならない。

3. 「ワークライフバランス」と「未来への投資」の実現

新システムは、子ども・子育て支援の社会的な支援体制を整備するだけでなく、社会が、もって「ワークライフバランス」の実現を目指すことが不可欠であると認識する。

「ワークライフバランス」の実現は、従来の生活と労働の在り方を変革するとともに、新しい地域の支え合いによる地域コミュニティの再生・創生など、生活文化的な要素を含み得

つものである。

新システムを検討する際は、職業を持つ保護者世帯への子育て支援施策のみならず、同時に、低所得者世帯を支援する担い手制や、一時預かり等の密め網がいサービスの充実を促すべきである。そして、「ワークライフバランス」の浸透と実現に向けた国のリーダーシップ、その理念の共有に基づく各府省庁間の連携、企業及び労働組合間の連携のもと、国民に身近な地域社会で、具体的な施策や事業が協働して行われる必要がある。

4. 子ども手当と子育て支援施策の連携

子ども手当が6月より始付開始される。（三鷹市は初回の支払が6月10日）

子ども手当は、平成23年度より「高額支給」とされているが、そのことにより、東京都自治体の子育て支援施策の整備・充実に対する「交付金・補助金」等の抑制に繋がらないか懸念するところである。

安心して子どもを産み育てられる環境形成のためには、母子保護、医療助成、多様な保育施設の整備・提供、放課後児童対策など、「切れ目ない多領域の環境整備（施設や人員等）」が必要である。しかしながら、現状において、公設保育園に対しては、施設整備の速報性とどまらず運営費においても一般財源化されており、三鷹市のような地方交付税交付団体にあっては、ほとんどの費用を利用料と自主財源で賄わなければならない。そこで、国の公的補助が担えない状況は、子育て支援の推進にとって抑制要因にもなりかねない中、改めて努力しているというの現状である。

新システムの検討では、現金給付としての子ども手当と、現物給付としての子育て支援関係環境整備費との、財政的なバランスのとれたあり方の検討を求めたい。

5. ひとりの子どもも排除されない制度の構築を、

新システムでは、保育サービスを利用する際の要件を、「保育に欠ける」から「保育・サービスが必要とする」子ども及び子育て家庭全体を対象とするような、ユニバーサルサービスを基本とすることが大事である。そして、利用者本位にもとづく利用者の自己選択によるサービス利用がスムーズに展開できる社会資源整備も重要である。幼稚園と保育園との一体化・一元化もそうした制度設計のなかで実現されていく必要がある。

ところで、こうした仕組みを言える場合には、保育園や幼稚園においては、利用者と事業者との間の「公的保育契約」が基本になると考えられるが、「契約」関係を通じて、心身ともに健やかであったり、想像力豊かであったり、保護者のメンタルヘルズに課題があるといった子育て家庭が、絶対に排除されないように、むしろ、適切に支援されるようなシステムにすることが必要である。

自己決定・自己選択に基づくサービス利用は、契約的福祉サービス利用の言語ではあるが、同時に「契約されない」という排除の危険性もあり、制度的にも実体的にも、公正で公平、しかも「サービスの質」を確保し、向上する方向での利用支援が担保される必要がある。

## 子ども手当に関する決議

我が国における少子化の進展は、社会保障や経済産業に深刻な影響を与え、国家の健全な存続に関わる重大な問題となっていることから、国と地方の信頼・協力関係の下で少子化施策が着実に推進されるべきものであると認識している。

このため、都市自治体は地域ニーズを踏まえ、国に先行し様々な子育て支援策の実施責任を担い、住民福祉の向上のため懸命の努力を傾注しているところである。

このようなか中、平成22年度の子ども手当は、児童手当との併給方式とされ、地方負担が継続して求められることとなった。

このことについては、国と地方の役割分担が明確にされていないなど、地域主権の理念が曖昧になっており、また、子ども手当の決着に至る過程において、所管する厚生労働省から地方に対して一切の協議・説明がなかったことについて、都市自治体として再三にわたり遺憾の意を表明してきたところであるが、住民の不利益を回避する必要があるとの判断の下、あくまで今年度限りの措置として受け止めたものである。

今後、子ども手当の在り方については、「国と地方の協働の場」、「地域主権戦略会議」等で総合的な子育て支援策も含め検討が行われることとなっているが、国は、特に下記事項について万全の措置を講じられたい。

### 記

1. 平成23年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、今年度の子ども手当について、円滑に支給事務が遂行されるよう、引き続き適切な措置を講ずること。

2. 保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることが

できるよう法律に明記すること。

このことについて、本年度においても実現できるよう速やかに検討すること。

3. 子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付に限定することなく、保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

4. 国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うとともに、財源確保の見通しを早急に示すこと。

5. 平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

以上決議する。

平成22年6月9日

全 国 市 長 会

## 子ども・子育て新システムの基本的方向について

秋田県井川町長  
齋藤正尊  
(全国町村会行政部会長)

### 1. 子育て支援における町村の取り組みについて

- ・財政環境の悪化など、町村を取り巻く環境が厳しさを増すなかでも、子育て支援や経済的な支援等を実施

### 2. 子ども手当について

- ・子ども手当については全額国庫負担

### 3. 子育て支援にかかる国と地方の役割分担について

- ・国、都道府県、市町村の役割分担の明確化
- ・現物給付は地方、子ども手当を含む現金給付は国が担うべき
- ・地域主権改革の観点から、子育て支援策の実施において市町村が中心的役割を担う方向での検討が必要
- ・国・都道府県・市町村・企業等の財政負担を早期に示すべき
- ・制度設計にあたっては、国の関与を最小限とする方向で検討すべき
- ・市町村の自由度の拡大とそれに伴う財源を保障すべき

### 4. 幼保一体化について

- ・現場に混乱を招かぬよう、慎重な議論が必要
- ・児童人口減少地域に対する支援

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆3歳以上児の保育所給食の外部搬入 全国で容認へ◆ ～児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令～

厚生労働省は6月1日付で「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」を公布しました(即日施行)。省令の改正内容は、最低基準第32条の2で定めていた認定こども園における3歳以上の子どもを対象とした例外規定を、保育所の3歳以上児にも適用するものです。この省令改正により、構造改革特別区域の公立保育所のみで認められてきた保育所給食の外部搬入が、公立・私立保育所問わず全国で容認されることになりました(ただし満3歳以上の児童に限る)。

以下の要件を満たす保育所においては、満3歳以上の児童に対する食事の提供について、外部搬入を実施することができること(最低基準第32条の2関係)。

- (1) 幼児に対する食事の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による十分な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼時の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

省令改正にあわせて発出された「保育所における食事の提供について」(雇児発0601第4号、平成22年6月1日)では、児童福祉施設最低基準の改正内容を上記のように示した上で、外部搬入実施にあたっての留意事項として、①調理室として加熱、保存、配膳などのために必要な調整機能を有する設備を有すること、②外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること等を示しています。

全国保育協議会では、これまで全保協ニュース等で情報提供してきたとおり、1月に意見書「保育所給食は子どもの育ちを保障する機能です 保育の質を低下させる給食の外部搬入には反対です!」を提出し、5月には省令改正に向けたパブリックコメントに意見提出もしています。

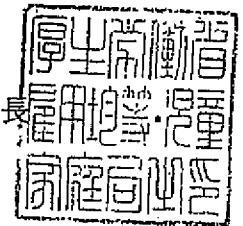
今後は、今回の省令改正を受け、各自治体で保育所給食の外部搬入の具体化に向けた検討が想定されますが、各都道府県組織を中心に保育所給食の自園調理の必要性を訴えていただきますよう、お願いいたします。



雇児発0601第4号  
平成22年6月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



### 保育所における食事の提供について

保育所における食事の提供に関して、施設外で調理し搬入すること（以下「外部搬入」という。）については、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条に基づく構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表2の「920 公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」（厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第1条により措置）により、特例措置が講じられてきたところであるが、当該特例措置については、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部決定）において、「3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。」とされたところである。

今般、この決定を踏まえ、これまで構造改革特別区域（以下「特区」という。）において行われてきた当該特例措置については、下記のとおり、本日公布、即日施行された「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」（平成22年厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。）により、満3歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開することとし、満3歳に満たない児童に対する食事の提供については、引き続き、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、外部搬入を認めることとした。

保育所における食事の提供について外部搬入を行うに当たっては、本通知の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしたい。また、本通知の発出に伴い、平成20年4月1日雇児発第0401002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について」（参考1）については、廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。



## I 改正省令の概要

### 1 改正の趣旨

これまで保育所における食事の提供については、特区の認定を申請し、その認定を受けた公立保育所に限り、外部搬入を認めることとしていたが、満3歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開することとし、満3歳に満たない児童に対する食事の提供については、引き続き、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、外部搬入を認めることとするものである。また、併せて、所要の改正を行うものである。

### 2 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）の改正内容（改正省令第1条関係）

以下の要件を満たす保育所においては、満3歳以上の児童に対する食事の提供について、外部搬入を実施することができること。（最低基準第32条の2関係）

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

### 3 特区省令の改正内容（改正省令第3条関係）

特区における公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の対象を満3歳に満たない児童のみとすること。（特区省令第1条関係）

なお、今般の改正の施行前に、既に満3歳に満たない児童について、特区の認定を受けている地方公共団体については、改めて認定を受ける必要はないものであること。

## II 外部搬入実施に当たっての留意事項

外部搬入を実施するに当たっては、最低基準第32条の2又は特区省令第1条に規定する要件を満たす必要があること。また、この場合に、次の1から4までに留意すること。なお、満3歳以上の児童に対する食事の提供について外部搬入を実施するに当たっては（これまで特区で実施していた場合を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項に規定する届出、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第2項に規定する申請又は同条第4項若しくは第6項に規定する変更の届出を行うこと。

- 1 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。(最低基準第32条の2本文、特区省令第1条本文関係)
- 2 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面・栄養面については保健所等による助言・相談に従うとともに、調理業務の委託・受託については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)(参考2)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)(参考3)の内容に十分留意すること。(最低基準第32条の2第1～3号、特区省令第1条第1～3号関係)
- 3 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。(最低基準第32条の2第4号、特区省令第1条第4号関係)
- 4 食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。なお、食育に関しては、「食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月16日雇児発第0316007号)」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号)」を参考にされたい。(最低基準第32条の2第5号、特区省令第1条第5号関係)

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(財務三八)

○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(厚生労働七五)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一〇)

### 〔告 示〕

○消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二條第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件(消費者庁五)

○公証入法第七條ノ二第一項の規定による指定の件(法務三〇二)

○政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三条に規定する者を定める件の一部を改正する件(財務一八九)

○物価運動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件の一部を改正する件(同一九〇)

○就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働二)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働三二五)

○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同二二六)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同二二七)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二二八)

○内用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件(農林水産八三二)

○保安林の指定をする件(同八三七、八四四)

○船舶安全法第六條ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(国土交通六〇三)

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件(同六〇四、六〇六)

○船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の変更を承認した件(同六〇七)

○道路に関する件(四国地方整備局五八、五九)

○道路に関する件(九州地方整備局七五、七六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について(公表)(農林水産省)

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示(経済産業省)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

国家試験

平成二十二年度獣医師国家試験予備試験(公告)(農林水産省)

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(四国経済産業局)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

行政手続法第十五條第三項の規定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

二

三

二

三

厚生労働省令第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条、障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第三十条第一項第一号イ並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第三項並びに同法第九項及び第十項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「認定子ども園である」を削り、同条各号列記以外の部分中「認定子ども園（就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第六十二条に規定する認定子ども園をいう。以下同じ）」である幼保連携施設（就学前保育等推進法第三条第二項に規定する

幼保連携施設をいう。以下同じ）を構成する保育所であつて、「を削り、「基準を満たすものは」を「要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず」に改め、「当該幼保連携施設を「当該保育所」に改め、同条第二号中「幼保連携施設」を「保育所」に改める。

第三十三条第二項中「認定子ども園」の下に「就学前の子どものための教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第六十二条に規定する認定子ども園をいう。」を加える。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の次に次の一条を加える。

第九十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特別)

第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。

（一）当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において生活介護を提供していること等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービスのうち通いサービス）に規定する通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを当該指定小規模多機能型居宅介護事業所で行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項

に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数をいう。）の条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とする。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十四年法律第九号）及び同法第十条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とする。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とする。

なされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十四年法律第九号）及び同法第十条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、又はその他の児童（同法第三十九条第二項に規定するその他の児童をいう。）を削る。

第四条第一項中「生活介護（障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五十五条第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ）若しくは自立訓練（同条）を「自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五十五条）に改め、「生活介護若しくは」を削り、「基準該当生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九十四条に規定する基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。）若しくは当該指定小規模多機能型居宅介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。）に、同令第七十二条を「指定障害福祉サービス基準第七十二条に、同

令第八十八條第一項を「指定障害福祉サービス基準第八十八條第一項」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第四第五節（同令第九十五條を除く。）」を「指定障害福祉サービス基準」に、「同令第六十四條」を「第六十四條」に、「同令第七十三條」を「第七十三條」に、「同令第七十一條（同令）」を「第七十一條（第五十八條及び）」に、「適用しない」を「適用せず、指定障害福祉サービス基準第七十一條において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八條中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする」に改め、同項第一号中「の教」との下に「指定障害福祉サービス基準第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練又は」を「より自立訓練若しくは自立訓練又は」に改め、同項第二号中「の教」との下に「指定障害福祉サービス基準第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練又は」

は「を」より自立訓練若しくは」に改め、同項第四号中「及び」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「生活介護若しくは自立訓練又は」を「自立訓練若しくは」に改め、同項第五号中「生活介護若しくは」を削り、「指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第七十八條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練事業所（同令）」を「指定自立訓練事業所（指定障害福祉サービス基準」に改める。

第四條第二項中「満たすときは、」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練又は」を「より自立訓練若しくは」に改め、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定障害福祉サービス基準」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

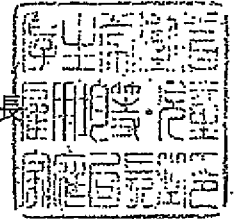
(参考1)

雇児発第 0401002 号

平成 20 年 4 月 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について

保育所における調理業務については、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)により、施設外で調理し搬入すること(以下「外部搬入」という。)は認められないところである。

しかしながら、地方公共団体が設置する公立保育所については、その運営の合理化を進める等の観点を踏まえ、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」(平成16年3月29日雇児発第0329002号。以下「旧特区通知」という。)(参考1)により、地方公共団体が構造改革特別区域(以下「特区」という。)の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、給食の外部搬入を認めることとし、順次、当該特例事業の認定が行われてきたところである。

今般、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、保育所における調理業務について、外部搬入は認められないことを法令上明確化するとともに、併せて旧特区通知を根拠として実施してきた公立保育所における給食の外部搬入事業を、法令を根拠としたものとするため、本日、「児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」(平成20年厚生労働省令第89号)を別添のとおり公布し、即日施行したところである。

この主な内容及び特区事業実施に当たっての具体的な留意点は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内市町村及び関係者へ周知し、本通知に基づき事業が円滑に実施できるようご配慮をお願いする。また、旧特区通知については、本日をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

## 1 省令の概要

### ① 児童福祉施設最低基準の一部改正関係

第11条第1項として、助産施設を除く児童福祉施設の入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない旨を追加するものであること。なお、この点については従来の解釈を変更するものではなく、あくまでも解釈の明確化であること。

また、保育所の調理室と学校の給食施設との共用化については、従来から「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」（平成16年3月31日雇児発第0331027号）において可能という取扱いを示しているところであるが、今回の改正では、この取扱いについて変更するものではないこと。

### ② 厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）の一部改正関係

第1条として、一定の要件を満たす公立保育所においては、特区事業として給食の外部搬入を行うことができる旨を追加するものであること。

なお、今般の改正の施行前に既に特区の認定を受けている地方公共団体については、改めて認定を受ける必要はないものであること。

## 2 特区事業実施に当たっての留意事項

特区事業により外部搬入を実施するに当たっては、特区省令第1条に規定する要件を満たす必要があること。なお、この場合に、次の①から④までに留意すること。

① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。（第1条本文関係）

② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面・栄養面については保健所等による助言・相談に従うとともに、調理業務の委託・受託については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）（参考2）及び「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）（参考3）の内容に十分留意すること。（第1～3号関係）

③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、ア

トピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。(第4号関係)

- ④ 食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。なお、食育に関しては、「食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月16日雇児発第0316007号)」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号)」を参考にされたい。(第5号関係)



保護施設等における調理業務の委託について

昭和62年3月9日 社施第38号  
各都道府県知事・各指定都市市長あて  
厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知

今般、生活保護法による保護施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、老人福祉法による老人福祉施設、売春防止法による婦人保護施設及び知的障害者福祉法による知的障害者援護施設のうち入所者に給食を提供することとされている施設における調理業務の委託については、その取扱いを左記のとおりとすることとしたので、御了知の上、関係者への周知徹底及び指導方よろしく願いたい。

記

1 保護施設等における調理業務の委託についての基本的な考え方

保護施設等（以下「施設」という。）における調理業務は、施設自らが行うことが望ましい。しかしながら、調理技術の進歩、衛生思想の普及等に鑑み、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により給食の質が確保される場合には、入所者の処遇の向上につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

なお、この場合においても、当該業務に係る責任は施設にあるものであること。

2 調理室について

原則として施設内の調理室を使用して調理させること。ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされている場合には、施設外で調理し搬入する方法も認めることができる。

なお、その場合においては、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定に準拠すること。

3 施設の行う業務について

施設は、次に掲げる業務を自ら実施するものとし、その業務を担当させるため、栄養士を配置すること。したがって、栄養士を配置していない施設は、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

- (1) 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- (2) 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- (3) 毎回、検食を行うこと。
- (4) 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。

- (5) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- (6) 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持増進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。

#### 4. 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- (1) 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- (2) 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
- (3) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
- (4) 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
- (5) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。
- (6) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。
- (7) 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

#### 5. 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、4の(1)、(4)、(5)及び(6)に係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

- (1) 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。
- (2) 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたとき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であつても施設側において契約を解除できること。
- (3) 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となつた場合の業務の代行保証に関すること。
- (4) 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。

#### 6. その他

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、前記2から5までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。

## 保育所における調理業務の委託について

平成10年2月18日 児発第86号  
各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛 厚生  
省児童家庭局長通知

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、下記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成10年4月1日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあつては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条により、調理員を置かないことができるものである。

### 記

#### 1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

#### 2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

#### 3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあつては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあつては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

#### 4 施設で行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

- イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- エ 毎回、検食を行うこと。
- オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
- カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
- ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
- エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
- オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。
- カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。
- キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、上記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

- ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。
- イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間

中であつても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

#### 7 その他

- (1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。
- (2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、上記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。

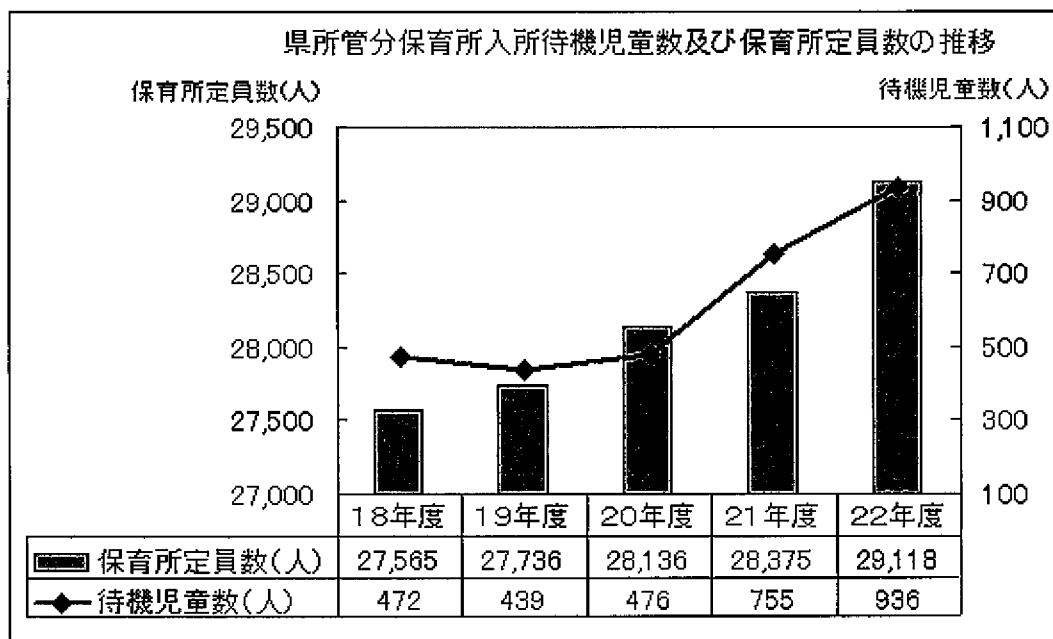
平成22年6月3日

記者発表資料

保育所入所待機児童数の状況について

1 保育所入所待機児童数等の状況

- 平成22年4月1日現在の県所管域(政令指定都市・中核市を除く。)の保育所入所待機児童数は、昨年より181人増(前年比+24.0%)の936人となりました。
- 一方、平成22年4月1日現在の保育所の定員数(県所管域)は29,118人で、施設整備等により、昨年度は743人の定員増を図りました。



2 本年の主な特徴について

- 県所管域においては、昨年に比べ待機児童数が増加した市町村は、鎌倉市等10市町村、減少した市町村は平塚市等8市町となりました。また、保育所入所待機児童数が50人以上の市町村は、前年度の3市(藤沢市、茅ヶ崎市、大和市)から1市(鎌倉市)増えて、4市となりました。
- 保育所の定員数を増やしたにもかかわらず、待機児童数が増えたことの要因としては、厳しい経済情勢を背景として母親の就労希望が増加していることや、育児休業取得後の職場復帰に伴う入所希望が増加傾向にあること等が考えられます。
- なお、政令指定都市・中核市を含む県全体としては、平成22年4月1日現在で、昨年より872人増(前年比+26.9%)の4,117人となりました。

資料 保育所入所待機児童数の状況(市町村別)(PDF:71.7KB)

# 保育所入所待機児童数の状況

(各年4月1日現在。単位:人)

市町村名	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
平塚市	30	42	9	35	37
鎌倉市	57	44	34	32	41
藤沢市	287	144	38	30	24
小田原市	15	40	32	33	22
茅ヶ崎市	167	143	101	72	98
逗子市	10	5	2	0	0
三浦市	0	0	0	0	0
秦野市	45	26	18	13	19
厚木市	47	41	39	33	23
大和市	119	88	46	47	48
伊勢原市	18	27	18	18	12
海老名市	20	20	29	29	28
座間市	34	39	21	21	36
南足柄市	2	2	6	0	0
綾瀬市	30	32	30	32	34
葉山町	28	34	14	12	13
寒川町	10	9	6	8	3
大磯町	7	6	7	0	0
二宮町	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	2	0
大井町	0	2	15	9	3
松田町	0	3	5	7	5
山北町	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0
愛川町	8	8	6	6	8
清川村	2	0	0	0	5
城山町					13
津久井町					
相模湖町					
藤野町					0
県所管計	936	755	476	439	472
横浜市	1,552	1,290	707	576	353
川崎市	1,076	713	583	465	480
相模原市	514	439	305	322	222
横須賀市	39	48	61	20	50
政令・中核市合計	3,181	2,490	1,656	1,383	1,105
県合計	4,117	3,245	2,132	1,822	1,577



## ≡ 保育現場ですぐに活用できる「児童虐待防止ハンドブック」概要版

[児童虐待防止ハンドブック](#) |

[1 保育所の役割](#) | [2 児童虐待の対応](#) |

### はじめに

神奈川県では、平成19年5月に『子どもと親をはぐくむために～保育現場ですぐに活用できる「児童虐待防止ハンドブック」～』を企画編集員の方々にご執筆いただき、作成しました。皆さまの熱意により、充実した内容のハンドブックになり、早速保育所の研修等で多くの方々に活用していただいております。

手に取った方々から、「現場で実際に使う部分を抜き出した概要版が作れないか」というお声をいただき、今回、作成をすることになりました。

そこで、現場の方々からのご意見をいただき、さらに新しい保育指針の部分も加え、保育士の皆さんが日常の仕事の中で利用しやすい概要版を作成しました。この概要版の作成にあたっては、企画編集員としてご尽力いただきました、遠藤久江氏に引き続き、ご協力いただきました。

なお、今回この「児童虐待防止ハンドブック」概要版を初めて手に取ってみて、保育所における児童虐待防止について、更に詳しい知識や支援の方法を知りたいと思われる方は、是非ハンドブック本体(119頁)もご利用くださるようおすすめします。

保育現場の皆さんに、ご活用いただけることを願っています。

平成20年3月

## 1 保育所の役割

保育所は子どもの健全な発達を促し安全と安心が保障される場です。

### 1-1 保育所の責任と役割

保育所は、児童福祉法に児童福祉施設に位置づけられ、子どもたちが日中保護者のもとを離れて安心して過ごすことができる場所です。保育所の果たすべき責任や役割は時代とともに変わり、今日では、保育所は毎日保育に当たるだけでなく、地域社会に対して子育てに関する情報を発信し、子育てに関する相談を受け、一時的に子どもを預かったり、地域社会のあらゆる子育てに関する必要にこたえる責任や役割が期待されています。

### 1-2 保育所保育指針による児童虐待への対応

保育所保育指針は、乳幼児の生活の変化を踏まえて見直しが重ねられてきており、平成11年の10月の改正で「児童虐待などへの対応」の項目が設けられ、平成20年3月には大幅な改訂がなされました。この改訂には解説書の出され、子どもの日ごろの様子から得られる具体的な発見の手がかりを示し、関係機関の連携のあり方が示されました。また、入所児童に虐待が疑われる状況が見られる場合、保育士としての保護者への対応も記述されています。

### 1-3 児童虐待における保育所の役割

平成12年に、児童虐待の防止等に関する法律(通称一児童虐待防止法)が制定されました。法律の中では、第5条の児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。ですから、保育所の職員としては見て見ぬふりは決してできないのです。保育所はこどもに毎日、長時間、複数の職員が関わるので、虐待やその兆しを発見しやすい場として第一線にあるとの自覚が必要です。



#### 1-4 保育士として必要な知識と技術

毎日子どもを保育する中で、「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が・・・」「十分に世話をしてもらっていないみたい」などと感じたら、そのことを必ず一緒に仕事をしている仲間に伝えましょう。同じように感じていたり、その他にも気になる現状を把握しているかもしれません。記録を取るとともに、主任や施設長に率直に伝えていきましょう。必要に応じ、家庭環境や保護者の心理状態、園児の様子を、他の職員とともに注意深く観察し、方針を決定し市町村へ連絡することが必要となってきます。

いつもと違うという気づきが「子どもを守る」ことにつながります。気づくためにも、定期的な研修や講演会に参加するなど保育士として必要なことです。

#### 1-5 新しい保育指針に示された内容

(1) 保育指針は児童福祉施設最低基準に基づいた告示です。

乳幼児の生活の変化を踏まえ、全国の保育所が常に乳幼児の心身の発達にとってふさわしい保育内容が実施されるように「保育所保育指針」の見直しがなされてきました。これまでの保育指針は保育実践上のガイドラインとして利用されていましたが、今回改訂されたものは、厚生労働大臣が定める告示となり、最低基準としての性格を持つようになりました。即ち法的拘束力の強い保育のための指針になったといえます。

(2) 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。

保育指針は乳幼児からの子どもの発達の姿を示し、それぞれの発達過程にそった保育の内容を示しています。児童虐待との関連は第五章「健康及び安全」で取り上げられています。

「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」

また、第六章には「保護者に対する支援」が示されており、「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村と関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」となっています。

(3) 保育指針の解説書に明記されている対応策

平成20年3月には、新しく保育指針の解説書が発表されました。第五章の解説として「虐待の予防・早期発見の対策」が、【虐待対策の必要性】、【虐待等の早期発見】、【虐待が疑われる場合や気になるケースを発見したときの対応】の内容で記されていますが、その内容は当ハンドブックに示されている内容で踏襲することができます。健康及び安全に関する実施体制等としては、第一には、子どもの健康と安全に関する第一義的責任は施設長にあるので、その責務と組織的な取り組みが求められています。第二には、保育に関わる専門職の連携・協力が不可欠であり、職種専門性を活かした働きが望まれています。(168頁)。

また、保育現場において不適切な養育や虐待等を発見したときの対応として、各種専門機関への速やかな連絡が必要であり、同時に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に保育所が積極的に参画していく必要であるとしています。

(4) 保護者に対する支援

保育は保護者との密接な連携のもとで行われますが、この場合、保護者に対する支援は子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した支援でなければなりません。「児童虐待防止等に関する法律」には、児童虐待の防止の観点から、特別の支援を必要とする家庭及児童の保育所への優先入所の配慮が求められています。保育指針でも日常的に、特別な支援を必要とする保護者の保育や子育て支援に対しては十分な支援の必要を強調しています。

## 2 児童虐待の対応

### 2-1 早期発見

児童虐待を防ぐためには早期発見が大変重要です。保育所は毎日子どもを迎え、保護者と言葉を交わす場所ですから、子どもや保護者のSOSを発見しやすい場所です。しかし発見しやすい反面、毎朝のことですから子どもや保護者と顔を合わせても、微妙な変化を感じ取る感性がにぶってしまいがちです。よほどとぎ澄まされた観察眼がなければ、毎日出会っている保護者の変化を感じ取ることは難しいと思わなければなりません。

しかし、保育所は子どもに毎日、長い時間、複数の職員が関わりますからさまざまな子どもの状態をとらえやすいのです。保育所が虐待やその恐れについて発見しやすいといわれるのはこのためです。とは言っても、子どもの些細な変化に気付いた場合でも“騒ぎ立てることのこともないか”と自分なりに判断をしてしまうと、それから前へは進みようがありません。子どものSOSを見逃してしまったことになります。虐待の兆候や原因となりそうな項目を挙げてみました。日頃から注意深く気を付けて見守ってください。

(1) 気がかりな子ども、保護者の様子

「保育所における虐待予防のためのチェックシート」と内容を連動させてあります。気になる親子に活用してみましよう。

子どもの様子

身体的な変化	ア 不自然な傷や同じような傷が多い ア 原因のはっきりしないケガをしている ア 治療していない傷がある オ 身長や体重の増加が悪い
表情	イ 表情や反応が乏しく笑顔が少ない イ おびえた泣きかたをする ウ 養育者と離れると安心した表情になる イ 落ち着きがなく警戒心が強い
行動	エ 身体的接触を異常に怖がる エ 衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる カ 不自然な時間に徘徊が多い
他者との関わり	キ 他者とうまくかかわれない キ 他者に対して乱暴である ク 保護者が迎えにきても帰りがらない エク 他者との身体接触を異常に怖がる
生活の様子	ケ 衣服や身体がいつも不潔である ケコ 基本的な生活習慣が身につけていない コ 給食をむさぼるように食べる オ 予防接種や健康診断を受けていない サ 年齢不相応の性的な言葉や性的な言葉や性的な行為がみられる

保護者の様子

子どもへの関わりかた	セ 子どもへの態度や言葉が拒否的である セ 子どもへの扱いが乱暴である セ 子どもに対して冷淡である セ 兄弟に対して差別的である
他者への関わりかた	シ 他者に対して否定的な態度をとる シ 他者との関係がもてない シ 保育士との会話を避ける シ 説明の内容が曖昧でコロコロ変わる シ 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	シ 地域の交流がなく孤立している ス 不衛生な生活環境である ソ 夫婦関係や経済状態が悪い タ 夫婦間の暴力が認められる
保護者自身のこと	チ ひどく疲れている チ 精神状態が不安定である チ 性格的な問題として、被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等 シ 連絡が取りづらい

【 保育所における虐待予防のためのチェックシート

保育所における虐待予防のためのチェックシート

園児氏名( ) 年齢・月齢( )			
		チェック項目	状況
登園時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> けが(あざ、きず、こぶ、その他( ))ア <input type="checkbox"/> 表情(ぐずる、元気がない、暗いなど)イ <input type="checkbox"/> 衛生面(身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ)ケ、コ <input type="checkbox"/>	
	親	<input type="checkbox"/> 親の態度 登園時(疲れている、その他 )セ 分離時(子どもと視線をあわせない)ウ <input type="checkbox"/> 遅刻の状況(事前連絡の有無等)オ <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い シ <input type="checkbox"/>	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事(がつがつ食べる、飲み込み、その他)コ <input type="checkbox"/> 表情(ボーっとしている、無表情など)イ <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時 エ、ケ <input type="checkbox"/> 友人関係(攻撃的、言葉づかいなど)キ <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子 (独占欲(人、もの)その他)キ <input type="checkbox"/> 体調不良 オ <input type="checkbox"/> 徘徊 カ <input type="checkbox"/> 午睡時(性器の露出など)サ <input type="checkbox"/>	
降園の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 親を見る表情、親との会話 ク、セ <input type="checkbox"/> 親と再会した時の態度の変化 ク、セ <input type="checkbox"/>	
	親	<input type="checkbox"/> 親の態度 セ、チ、シ <input type="checkbox"/> 保育士を避けるような態度 <input type="checkbox"/>	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子(母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他 ) タ、ソ、チ <input type="checkbox"/> 経済状況 ソ <input type="checkbox"/> 就労状況(常勤・パート・その他)ソ <input type="checkbox"/> 住まいの様子 ス <input type="checkbox"/> いつもと違う様子 <input type="checkbox"/>	
備考			
・記入する時には、具体的な様子は、チェック項目の末尾に書かれたアルファベットと、「気がかりな子ども、保護者の様子」を参考に、同じ記号の部分を手がかりとして書いてみましょう。			
施設長( ) 主任( ) ( )			

2-2 発見後の連絡(通報)

(1)一人で抱え込まないこと(園内の情報共有と役割分担)

心配な様子に気がついたとき

保育士は毎日子どもたちと接しているので、小さな変化にもすぐに気付くことができます。昨日はなかったあざ(内出血)、不自然な傷ややけど、いつもと違う子どもの様子。もし、クラスの担当児に虐待の事実が発見されたり、大変疑わしい状況の場合いったいどのように対処したらよいでしょうか。

虐待は普通のケガや病気と違って、誰にでも話せる事柄ではありません。虐待を受けてしまった子、してしまった保護者、どちらも保育士にとっては大切な存在です。そして、それぞれの気持ちを思うと保育士自身もつらくなってしまいます。

守秘義務があるからとか、クラス担任だから責任を持って援助しなければと思い込んでいませんか。

しかし、虐待は、複雑で難しい問題です。一人で思い悩み、走り回っても解決にはなりません。勇気と自信を持つ

て、同僚や上司に相談しましょう。

まず、複数担任ならば、パートナーに相談し、共通理解を持って子どもを観察し、関わって行くことが大切です。また、同時に施設長・主任にも必ず報告し、今後の対応について相談します。相談した結果を受け、関係職員が集まってカンファレンスを持ち、経過観察をするか、通告するか等を協議・決定します。また、保護者と対応する担当者も決めておくことです。できれば、クラス担任だけでなく施設長や主任が保護者に対応することとした方がよい結果が得られる場合が多いようです。

ある程度の方向性が決まったら、全体の職員会議で報告し、皆が同じ姿勢で子どもや保護者に関わるようにしましょう。

虐待は園全体で取り組む必要のある問題です。もし、一人で抱え込んで、手遅れの事態が発生したら大変です。そのためには、日頃から、園内でのコミュニケーションが大切です。また、施設長や主任は園全体の状況や、園児・保護者の様子等もよく把握しているので、客観的に物事を判断することができます。気にかかること、保育上の悩みや保護者のことなども気兼ねなく相談できることが望まれます。

「自立」とは何でも一人でやることではなく、「できることは自分でし、できないことは人に頼れることのできるこ

と」です。  
解決困難な事態に出会ったとき、人に助けをもらって体験を経て信頼と愛情が育ちます。

### (2)記録の重要性

日常の保育においても記録は大変重要ですが、特に虐待や特別配慮のいるケースではきわめて重要です。身体的な発達記録。食事の摂取量。保護者との連絡帳。日々の保育記録。個別面談の記録。

特に虐待のケースでは、保育士が保護者や子どもの変化に気づいた時点から、気にかかる点を記録しておくことが大切です。その際、忘れずに日時を記入して下さい。

保護者と交わした会話。子どもとの会話。子どもの保育中の様子。友達関係。食事の様子。忙しい中での記録書きは保育士の負担が大きくなりますが、メモ書きでも残して置くと後で役に立ちます。

体にあざや傷、やけどなどがある場合は、写真を撮っておくこともよいでしょうが、必ずしも必要ではありません。→記録については前述の「チェックシート」を活用してください。

### (3)市町村や関係機関への相談と連絡

虐待が疑われるような子どもを発見した場合、法的にはすみやかに市町村か児童相談所に通告することが求められています。

保育所は市町村の委託を受けて、子どもを預かり、保育しています。そのため、まず市町村の保育担当へ連絡相談することがよいのかと思います。また、各市町村には虐待対応窓口も設置されていますので、保育担当経由でもかまわないので連絡をし、情報を共有することが大切です。

#### 市町村や児童相談所への通報の仕方

- ・「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。
- ・直接電話でかまわないが、電話通告の場合は、後日通告書を送付する。
- ・クラス担任等の担当者の判断でかまわないが、できれば保育所(組織)としての判断があった方が望ましいので、施設長が通告することがよい。それは調査に来たときの混乱を少なくするためでもある。
- ・組織として動かないが、子どもの様子が危険と判断した時には、「匿名の電話や手紙」を児童相談所に出すという方法もある。
- ・診断書や写真等の虐待を証明する資料は、あった方がいいが、必ずしも必要ない。
- ・虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

#### <「写真をとっておく」ことについて>

「虐待かも?」と心配される傷やあざ、やけどの跡などを発見した場合に「写真」をとっておくことはとても重要なことです。

でも、お話ができる年齢の子どもであれば、家に帰ってから「今日、ぼくお写真とられたんだ」「カメラでパチっしたよ」などと保護者に話をすることは十分考えられます。その結果、保育所から連絡が行ったことがわかり、保護者との関係を悪化させてしまったという事例も耳にします。

そこで、写真を撮るときの工夫もあります。

1 お友達と一緒に写真を撮り、特に心配な部分についてはクローズアップした写真をとっておく。  
 2 児童虐待については、通報から48時間以内に子どもの安全確認をするということが、新たにルール化されました。このため市町村や児童相談所では関係機関(もちろん保育所も含まれます)に安全確認を依頼することがあります。  
 1のような工夫ではうまく対応できそうにないときは、市町村や児童相談所と相談して、「保育所では、市町村(または児童相談所)が外部から受けた通報に基づき、48時間以内に安全確認をする必要があるので協力してほしいと言われて写真をとった」という対応とする。

ただ、写真を撮ることは上記のように保育所と保護者の関係を損ねる場合もあるので、市町村や児童相談所に「写真を撮っておいてください」と言われても、協力が難しい場合は、逆に「心配なので48時間以内に安全確認をしてください」とお願いする方法もあります。

子ども虐待通告連絡票

子ども虐待通告連絡票(わかる範囲で情報提供をお願いします)				＜保育所用＞	
連絡年月日		平成 年 月 日 ( )		時 分	
子どもについて	名前	男・女	生年月日	年 月 日生( 歳)	
		男・女	(年齢)	年 月 日生( 歳)	
		男・女		年 月 日生( 歳)	
住所				電話 ( )	
施設名	名称	組	担任		
虐待の内容	誰から いつから 頻度は どんなふう に心配されること				
現在の様子(今いる場所、身体の状況、通学状況等について)					
家族について	続柄	氏名 (主な虐待者を○で囲む)	生年月日 (年齢)	現在の居住	備考(職業、所属、特徴等)
				同・別	
				同・別	
				同・別	
家族構成			身体所見		
連絡者	名称	職種		1. 園長 2. 主任保育士 3. 担任保育士 4. 看護婦 5. その他	
	事実の確認	1. 目撃した 2. 悲鳴や音を聞く等して推測した 3. 疑わしい所見があった→具体的に記載してください ( )			

	4. 関係者から聞いた→関係者氏名・連絡先・通告者との関係等について記載してください ( )
家族との話し合い	子どもの家族と 1. 話し合った 2. 話し合っていない 子どもの家族はこの通告について 1. 承知している 2. 拒否している 3. 知らせていない

**通報から方針が決定されるまでの流れ**

虐待が疑われる気になる親子の発見

→保育所内で情報を共有し組織として対応

↓↓

市町村の児童相談の窓口へ通報

→電話で連絡し、ファクシミリ等で情報提供

\* 通告連絡票の活用

\* 必ず「児童虐待の通報(通告)です!」と伝えます。

↓↓

市町村における現状の確認

→家庭訪問やその他の情報の把握

↓↓

ネットワーク会議の開催(子どもに関わる機関が出席)

→保育所として持っている情報を提供

↓↓

一時保護と判断された場合は児童相談所の役割

↓↓

見守りと判断された場合は関係機関の役割

\* 必ず保育所としての役割を具体的に確認しておきます。 \* 市町村の児童相談の窓口へ定期的な連絡・報告

<参考>

児童虐待に関する通報先を記載し、誰でもすぐに連絡できるように準備しておきましょう。事務所内の掲示板に貼っておくとよいと思います。

例)〇〇市こども△△課 担当者 Aさん(係長 G係長 課長 I課長)

電話、ファクシミリ

□□児童相談所 担当者 Oさん(課長補佐 M補佐 課長 F課長)

電話、ファクシミリ

\* 担当者がいなくても必ず、情報が伝わるように係長や、課長の氏名も記載しておきましょう。

\* 市町村の窓口と同時に児童相談所に連絡をしておく方法もあります。連携して対応してほしいことを伝えます。

**2-3 見守り・支援を依頼された場合**

保育所が見守り・支援を依頼される時には、どのようなことに留意すればよいのでしょうか。まず、一番にあげられることは、見守りのネットワークやチームの中で保育所に期待されている役割を理解することです。

「見守りをお願いいたします」と言われても、その内容はケースバイケースです。また、依頼する側とされる側で認識が違っていることもあります。このずれが、大きな行き違いにつながる場合もあるのです。

すでに、支援が始まっているケースの場合、子育て支援や虐待を専門的にケアするソーシャルワーカー(児童虐待の場合は児童福祉司の場合が多い)が関わりを持っています。

そのキーとなる専門家としっかり連携をとることが重要になります。そうすることで、対象の家族をよく理解し、的確な支援が可能になります。例えば、その家族はどのような家族なのか、どのような困難を抱えているのか、その家族の持っている強みはなんなのか、どのような出来事が家族の持つもろさか、といったことです。そうすることで、保育園として、どこにポイントをおいて見守り、支援することが必要なのか、といったことが理解することができるようになります。

家族によって、見逃してはいけない兆候が異なります。一般論に限ることなく、個別の事情について確認しましょう。

また、その家族にかかわっているのは誰なのかというチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解することも大切です。これは、どのようなときにだれに連絡をとることが必要なのか、という報告や協議の仕方について確認することにつながります。

「そのような状況ならば、連絡をもらえれば他の職種の人が対応できたのに、残念」という後悔を避けるためにぜひ必要なことです。

また、同時に、保育所での見守りの限界についてもきちんと伝えておくといよいでしょう。例えば、保育所が休みの日は見守りはうまくできない、ということは考えてみれば当たり前ですが、見落としがちかもしれません。

保育所がひとりで抱え込むことはありません。見守りチームの一員として他の人たちと連携を取り合って、うまく機能していただくことができれば、家族にとって最良な支援となるものです。

**見守り・支援を依頼された場合の留意点**

- (1) キーとなる専門家が誰かを知る。
- (2) 支援に関わっている方(ネットワークやチームのメンバー)と具体的な役割を知る。
- (3) キーとなる専門家に対象の家族についてよく聞き、どのような支援が必要かを具体的に理解する。
- (4) 保育所に期待されている役割を知る。また、保育所の見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- (5) キーとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。(定期的な報告の方法／緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡(報告用紙を作成しました。参考にしてください。)

**関係機関への報告用紙**

関係機関への報告用紙	
子どもの氏名 年(月) 齢	氏名 歳 か月
虐待の種類 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待
見守り内容	依頼時期  依頼機関  依頼内容
保育所での状況	
年 月 日 連絡もなく、登園していなかったため、10時まで待って連絡したところ、母親の病状悪化し、朝起きられなかったということ。12時に連れて来る。 お風呂に入れていないらしく、体が汚れていたため、シャワーで体を洗い、着替えをする。給食をががつと食べる。	
* 報告は、ネットワーク会議で、定期的連絡か、気になる状況が発生したときなのかなどを、確認	
備考	地区担当保健師さんに訪問してもらいたい  * 保育所として心配なことや必要と思われる情報提供の依頼等を自由に記入
報告年月日	年 月 日 報告者サイン

## 2-4 児童虐待予防のための一時保育など地域の子育て支援

### (1) 地元の市町村が計画し、実施している子育て支援

各種子育て支援のプログラムの紹介や保健相談等はすぐに役立つ情報として、パンフレットやホームページで発信されています。特に子育て情報は各市町村が力を入れて情報発信をしていますので、直近の情報を得やすい環境になっています。子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、家庭児童相談室、子ども健康相談室等、各市町村によっては愛称をつけて、誰でもが利用できるようになっています。

保育所ではこれらのプログラムの内容をよく知っていて、場合によってはパンフレット等を取り寄せておくと、多くの親子に知らせることができます。これらの活動には所管担当者はもとより、保健師、相談員、児童委員、主任児童委員、保育士等がかかわっており、ボランティアも参加している場合もあります。保育所としてもこれらの担当者や地域の子育てに関する課題や経験を日常的に話し合い、連携を密にすることによって、虐待が発見されたときの対応や見守りのあり方等がスムーズに展開していくことになります。

### (2) 各保育所が実施している子育て支援

保育所の機能が多様化してきており、各保育所でも一時保育、園庭開放、育児講座、子育て相談事業等が実施され、地域社会の子育てセンター的な役割が求められ、それに応えるべく努力されています。このように保育所が広く子育てに関する活動を行うことによって、保護者を含めた地域の子どもたちの様子がわかるようになっていきます。活動を通じて把握した問題や情報は、そのままにすることなく関係機関や地域社会に還元していかなければなりません。

また、保育所は保護者とともに子育てをしているところですから、保護者が地域社会の子育てのベテランとして育ててもらえるように働きかけなければなりません。保護者たちが子育ての楽しさを感じて日頃の生活を送っていると、その親子の周辺は楽しい子育ての輪が広がってゆくのです。このような子育て環境こそが児童虐待にとって予防的な環境といえます。

一時保育も保育所の子育て支援として大きな期待が寄せられているものです。昔のような近所づきあいがなくなり、祖父母も近くにいないといった家庭も増えている中、子どもをしばらくの間みてほしいといった用事や事情ができたときに、安心して預かってもらえるのは保育所ではないでしょうか。

ただ、日常通園していない子どもを預かるには健康状態のチェックなど受け入れに当たって子どもの状態の把握が不可欠ですし、可能なら、事前に親子の様子を把握しておくことにより安心です。

### (3) 各種専門職との連携・協働

このような子育て支援活動を通じて、気になる親子に出会うこともあります。そんな時保育所ではどうしたらよいでしょうか。

各地域により、また市町村の実情により、各種専門職の虐待問題への協力体制は異なりますので、保育士をはじめ直接、間接に子どもや保護者にかかわる人々は連絡しあい、保育所の問題だけにしないように心がけましょう。保育士は気になる親子への援助をしながら、丁寧な観察と記録をとり、関係機関や専門職と連携を取りながら協働していくが必要でしょう。保育所をはじめ子どもにかかわるあらゆる人々が、子育てのしやすい地域社会、すなわち子育てのしやすい風土づくりを心がけていきたいものです。

#### 事例(Kちゃんの場合)をとおして、見守りをするためのツールや方法を知ろう

##### 事例 Kちゃんの場合

「若いお母さんでもしっかり、子育てをしている人もいるけれど、半年前に入園してきたKちゃんのお母さんは19歳。10代で2人も子どもを産んでいて、それも父親がそれぞれに違うというので、若いのに大丈夫かなと思っていました。なんとKちゃんの父親は20歳ということです。

2人目の女の子Kちゃんは4ヶ月健診で体重が生まれたときから、1.5キロしか増えていなくて、小児科から児童相談所に連絡が入り、児童相談所から、保育所の利用をすすめられ、5ヶ月の時からKちゃんをあずかっています。上の2歳の男の子は別れた夫が引き取ったと聞きました。今は3人家族です。(←見守りの依頼)

朝つれてくる時間が、遅くなることも多かったり、お迎えの時間を守らなかつたりすることも多く、ちょっと困るなと思っていました。特にKちゃんのおしりはいつも赤くなっていて、うんちがついたままだったり、下着もちゃんを取り替えていなかったりして、湿疹が多かったので、ちゃんとお風呂に入れたり、おむつ交換も十分にできていないことがすぐわかりました。」(←現状の把握)



体重の増加や、発達のことなども気にかかったので、保健師さんに家庭訪問してもらいました。お母さんは、足の踏み場もないアパートの一室で子どもを育てているということ、初めての子どものときには、おばあちゃんにあたる自分の母親が子育てをしていたことがわかりました。離婚して再婚する前に妊娠してからは、母親との関係が悪く、今回は何も手伝ってもらえず、お母さんは、初めて育児をしていることがわかりました。(←見守りのための連携)

そこで、保育所で保健師からの情報をもって話し合い、お母さんに余裕がありそうなときは、声をかけ、無理強いしないようにしながら育児の指導をすることにしました。(←ネットワーク会議)

保健師さんに訪問してもらったり、育児相談を利用してもらったりして、成長発達のチェックをしています。それでも時々、子どもを置いて遠くまで買物に行ったとか、あっけらかんと話すので、(保健師さんにも相談して、)主任児童委員さんに度々様子を見にいってもらい、一緒に掃除をしたり、買物に行ってもらったりしています。今のところ順調に体重も増えて、離乳食もよく食べてくれています。まだまだ若いお母さんも、赤ちゃんとともに成長してくれるといいと思っています。(←見守りの継続、ネットワークの広がり)

## ジェノグラムとエコマップの活用

### ジェノグラム

事例Kちゃんについて、より理解を深めて、今後の支援の方向性を考えていくために、ジェノグラムを書いてみましょう。

ジェノグラムは、家族の構成を視覚的にあらわすもので、“子どもとおした家族”を理解するのにとても役に立つものです。

事例Kちゃん家族の情報としては、19歳のお母さんが1回離婚していること、前の夫との間に2歳の男の子がいること、そして、2回目の結婚で出産した5ヶ月の女の子がいることがわかっています。両親の情報等がわかったら、追加して書いてみましょう。最初のうちは慣れないかもしれませんが、何回か書いているうちに、家族関係の複雑さがわかってきたり、さらに、なぜ、虐待が起こってしまうのかなどの関係性が見えてきたりします。

### エコマップ

次に、Kちゃんにかかわっている関係機関を整理する方法としてエコマップがあります。ジェノグラムとともに、エコマップを作成しておく、関係機関との連携についてよりわかりやすくなるというメリットがあります。関係機関との連絡会議に活用したり、状況が変化した場合の連絡をする場合にも活用できます。

### エコマップの書き方の順序

- 1 関係者・関係機関の表に、現在Kちゃんの家族にかかわっている関係者および関係機関名を記入する。
- 2 表に書かれた関係者および関係機関名を○の中に記入し、輪郭を実線にする。
- 3 問題を解決していくために必要であると考えられる関係者・関係機関を○の中に記入する。(関係機関の中に具体的には、人がわかるように記入)
- 4 実線○になった関係者関係機関を真ん中の家族に結びつける。この際、関係の強い人・機関には、太い線もしくは二重線で、ストレスのある関係の人、機関は破線で結び、それぞれの関係性がわかるようにする。
- 5 3で記入された人・機関は、かかわりが開始された場合には輪郭を実線に変えて、相談対象者家族と線で結ぶ。

### エコマップとは(ミネルヴァ書房 社会福祉用語辞典より抜粋)

生態地図や家族関係地図ともいわれるもので、クライアントとその家族の関係や、さまざまな社会資源とのかかわりを一定の円や線により表わすことにより、クライアントや家族がおかれている状況を図式化して表現する方法。1975年にハートマンにより考案された。

援助者はクライアントに影響を与えている周囲(環境)との関係性を一度に把握することができ、介入の方法や社会資源の利用などに関する展望が可能になる。エコマップは、援助活動の記録やスーパービジョン、事例研究などに活用できるだけでなく、クライアントがその作成にかかわることで、自らの状況を客観視できるといった利点から、面接の道具としても用いられる。

子どもたちのためにがんばっている保育者のみなさんへ

～自分自身のケアも忘れないで～

児童虐待への対応など保育者のみなさんの役割は重要性を増しています。子どもの気持ちを受けとめつつ、保護者の対応も重要となってくると、「あれもこれも・・・」。それでは、身も心もクタクタになってしまいます。子どもたちの心に響く保育には自らがいきいきとした感性が必要です。子どもたちの力を引き出すにはゆとりが必要です。ちょっと疲れているな思ったときに、この「支援者ストレスのチェックリスト」で自らの心の状態を確認してみてください。時にはゆっくり仕事のことを忘れる時間も必要です。

支援者ストレスのチェックリスト

1 身体

快眠、快食、快便のどれかがかけている

体がだるい

頭痛、あるいは頭が重い

すぐに風邪を引き、なかなか治らない

動悸がする

2 感情と行動

物事に集中するのが難しい

家族の安否が気になる

これまで楽しんでいたことが楽しめない

人と話すのが億劫になった

自分の判断を信頼できない

周囲の人や状況が自分の支配下にないと落ち着かない

世の中が安全だと感じられない

理由もなく、涙が出る

他人を信じるのが難しくなった

3 仕事と職場

上司、同僚が自分の仕事に理解を示さない

今の仕事は、これまでに体験したことがない内容である

いざというときに頼れる仲間がいない

自分の仕事には意味がないと思う

支援相手の境遇が自分や自分にとって大切な人の境遇に似ている

仕事に関する重要な意思決定に参加できない

必要な設備や人材が整っていない

支援相手と同じようなトラウマ体験を抱えている

今の仕事は、自分の能力を超えた仕事量、または内容である

4 対人関係

家族や友人から「イライラしている」と指摘される

家族、友人、同僚との口論が増えた

家族や友人と過ごす時間が減った

家族が自分の仕事に不満を持っている

5 既存ストレス

この1年間に生活上の大きな変化(転職、結婚、出産、離婚、別居、大病、死別など)を体験した

※該当する項目が多いほどストレスが高いと思われる。支援活動に種類によっては、「災害救済者のチェックリスト」および付録4の「IES-R(改訂出来事インパクト尺度)」と合わせて、定期的に自身のストレスチェックを行い、適切な対処をすること。

～心的トラウマも理解とケア第2版一金吉春、じほう社より抜粋～

職場の人間関係チェックリスト

あなたの職場には次のような人がいますか

1	あなたの気持ちをふだんからよくわかってきている人	いる	いない
2	あなたの良いところを評価してくれる人	いる	いない
3	あなたが元気がないとき、すぐ気づいて励ましてくれる人	いる	いない
4	あなたのいたらなさを、いやみなくカバーしてくれる人	いる	いない
5	保育や職場のことで気軽に相談できる人	いる	いない
6	保育について深く話し込める人	いる	いない
7	あなたの意見を真剣に聞こうとしない人	いる	いない
8	あなたとは関わりたくないという態度を示す人	いる	いない
9	あなたのことを平気でけなしたり、軽蔑する人	いる	いない
10	その人の機嫌を損ねないよう気を使う人	いる	いない
11	その人の欠点や問題点は指摘できない人	いる	いない
12	あなたの本音を抑えてその人を立てなければならぬ相手	いる	いない

注)1～6はソーシャル・サポートを、7～12は対人ストレスをみる項目です。ただしこのリストはその回答から何らかの評価ができるように作ったものではありません。職場での議論の手がかりとして使ってください。

～保育士のメンタルヘルスー生きいきした保育をしたい！ー、重田博正、かもがわ出版、2007 3より抜粋～

チームワークで乗り切ろう！～職場の人間関係づくりを大切に～

児童虐待の問題を抱えた親子への対応には、担任、主任、施設長そして保育所内でのチームワークによる取り組みがとても大切です。それを支えるのは職場の人間関係。職場の人間関係が良好なら大変なことにも互いに励まし合い、フォローしあって乗り切っていくこともできますが、人間関係がぎくしゃくしているようではそれどころではありませんね。あなたの、職場の現状を把握するために、活用いただければ幸いです。職場では、お互いをサポートしあう関係づくりが必要なのです。

このページに関するご質問は、次世代育成課にお問い合わせください。

ご利用にあたって プライバシーポリシー 著作権・免責事項 情報バリアフリー

事 務 連 絡

平成22年5月18日

関東ブロック各都県政令市保育組織  
事務局 各位

川崎市社会福祉協議会  
施設部会保育協議会 事務局

### 平成22年度関東ブロック保育士の専門性を高める研修会について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、関東ブロック保育協議会などが主催し開催する標題の研修会は、平成22年度は川崎市が担当し開催することとなりました。

講師・会場等との調整により、研修会の日程が次の通り内定いたしましたので、取り急ぎご報告いたします。貴都県市保育組織の事業と重ならないよう、ご配慮いただけますと幸いに存じます。

なお、開催要綱は関東ブロック保育協議会会長会のご了解を得た上で、各都県市事務局宛に送付する予定です。何卒よろしくお願い申し上げます。

- 1 日 程     ●1日目     平成23年2月21日（月）     13時～18時10分  
              ●2日目     平成23年2月22日（火）     9時～16時25分  
              ※開会及び閉会時間は予定です。

- 2 会 場     川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）大会議室  
              〒211-0053     川崎市中原区上小田中6-22-5

※開催要綱送付部数確認の為、別紙にて平成22年度の会員数をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ】

川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課  
保育協議会担当：関根

TEL 044-739-8717

FAX 044-739-8737

E-mail sekine@csw-kawasaki.or.jp

## 第54回全国保育研究大会 参加者目標数

県名	会員 保育所数			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数
	公立	私立	計		
北海道	270	445	715	58	35
青森県	44	397	441	41	27
岩手県	150	172	322	24	12
宮城県	208	106	314	21	15
秋田県	104	136	240	18	13
山形県	112	110	222	16	8
福島県	208	91	299	19	9
茨城県	188	282	470	37	4
栃木県	196	99	295	19	4
群馬県	121	289	410	34	46
埼玉県	430	338	768	55	15
千葉県	377	237	614	42	12
千葉市	60	37	97	6	12
東京都	409	717	1,126	92	28
神奈川県	113	174	287	23	29
相模原市	28	36	64	5	
横浜市	100	243	343	29	25
川崎市	74	48	122	8	9
新潟県	446	241	687	46	10
山梨県	149	100	249	17	3
長野県	489	111	600	35	2
静岡県	226	281	507	39	23
富山県	194	115	309	21	18
石川県	189	181	370	27	13
福井県	150	122	272	19	9
岐阜県	292	77	369	22	7
愛知県	790	379	1,169	77	31
三重県	263	166	429	29	11
滋賀県	125	126	251	33	3

県名	会員 保育所数			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数
	公立	私立	計		
京都府	19	90	109	24	3
京都市	30	225	255	39	15
大阪府	79	533	612	72	45
大阪市	45	16	61	18	20
兵庫県	115	330	445	53	9
神戸市	70	121	191	30	26
奈良県	104	85	189	28	14
和歌山県	162	52	214	38	65
鳥取県	99	57	156	10	12
島根県	70	177	247	21	16
岡山県	205	195	400	29	18
広島県	273	161	434	29	26
広島市	88	72	160	11	8
山口県	142	177	319	24	18
徳島県	143	78	221	14	40
香川県	124	81	205	14	45
愛媛県	218	106	324	21	464
高知県	93	95	188	14	31
福岡県	143	380	523	45	40
北九州市	23	135	158	14	86
福岡市	16	157	173	16	8
佐賀県	53	151	204	17	27
長崎県	68	357	425	39	18
熊本県	175	392	567	47	29
大分県	73	211	284	24	23
宮崎県	78	277	355	31	16
鹿児島県	107	312	419	36	32
沖縄県	131	242	373	30	52

合計	9,451	11,121	20,572	1,700	1,639
開催ブロック	749	1,578	2,327		

※参加者目標数は、「会員公立保育所数×0.05+会員私立保育所数×0.1」で積算  
開催地元の和歌山県は25名加算、その他近畿ブロック内の各県・市は15名加算

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国 保 育 協 議 会  
会 長 小 川 益 丸  
(公印略)

「こども未来財団」実施

平成 22 年度特別保育事業等推進施設助成事業のご案内

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、このたび「こども未来財団」より標記事業について別添のとおり案内がありました。つきましては、貴都道府県・指定都市内の民間保育所へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請方法

「こども未来財団」のホームページ (<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/>) より申請書をダウンロードし、申請を希望する保育所が直接、「こども未来財団」宛に申請いただきます。

※ 平成 21 年度より、本会における都道府県・指定都市保育協議会での申請書のとりまとめは行っておりません。

2. 申し込み期限

7 月末日までに必要書類を「こども未来財団」宛てに提出

3. 本文書に関するの問い合わせ先

全国社会福祉協議会・全国保育協議会事務局（武田）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 / FAX 03-3581-6509

e-mail : [takeda-atsushi@shakyo.or.jp](mailto:takeda-atsushi@shakyo.or.jp)

※ 内容に関するお問い合わせについては、直接「こども未来財団」宛てにお問い合わせください。